大学等における修学の支援に関する法律に基づく 授業料等減免事務処理基準

学校法人 菅原学園

令和2年 4月1日 (制 定)

令和2年 4月1日(発 行)

(令和6年3月1日 (第3回改正))

(第4版)

承認	作 成
震	
令和6年8月30日	令和6年8月22日

目 次

I	総則
1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
П	授業料等減免の認定等に関する事務(学生―学校間の手続き)
1	学生等からの申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2	対象者の認定要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3	減免の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
Ш	支援の継続に関する事務
1	継続願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2	適格認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
IV	減免費用の申請、交付に関する事務(年度当初の申請、交付)(各学校―支弁者間の手続き)
1	交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2	交付申請対象者の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3	交付申請の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
4	申請期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
5	請求・支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
V	減免費用の変更申請、変更交付に関する事務
1	変更交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2	請求・支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
VI	減免費用の実績報告、額の確定に関する事務
1	実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2	額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
VII	学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う事務 (休学・懲戒処分等)
1	休学による認定の効力の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2	懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止・・・・・・・・・・・・・・ 21
3	早期卒業、除籍、自主退学、死亡等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
4	国籍・在留資格の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
5	転籍(転学部・転学科)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
6	支援対象者からの申出による停止 (辞退)・・・・・・・・・・・・・・・ 24
7	支援対象者の留学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
VIII	転学・編入学等に伴う事務
1	転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間・・・・・・・・・・・・・・ 25
2	異なる大学等の間で、転学・編入学等する場合の手続き・・・・・・・・・ 26
IX	家計が急変した学生への支援に関する事務
1	家計急変に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2	対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3	学生等からの申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
X	不正への対応
1	学生等による虚偽申告その他不正に関すること・・・・・・・・・・ 35
附貝	J · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(様式)

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の対象者の認定に関する申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式	1)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の対象者の認定の継続に関する申請書」・・・・・・・・・・・・・・・(様式	2)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
認定結果通知書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 3-	1)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
認定結果通知書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 3-	2)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
認定結果通知書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 3-3①))
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
認定結果通知書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 3-3②))
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の適格認定における学業成績の判定結果通知(警告)」・・・・・・・・・(様式 4-1	1)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の適格認定における学業成績の判定結果通知」・・・・・・・・・・(様式 4-2	2)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知」・・・・・・・・・(様式 4-3	3)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知」・・・・・・・・・(様式 4-4	4)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の認定取消通知書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式	5)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
対象者としての認定の効力の停止に関する通知」・・・・・・・・・・(様式	6)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の対象者の国籍・在留資格等の変更届」・・・・・・・・・・・・・・・(様式	7)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の生計維持者の変更届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式	8)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の支援停止申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 9-	1)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の停止の解除(支援の再開)申請書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 9-2	2)
「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免	
の実績に関する報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式 10	0)
「大学等における修学の支援に関する法律第 12 条第 2 項及び	
同法施行規則第17条に基づく届出について」・・・・・・・・・・・(様式 1	1)

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免 事務処理基準

I 総則

1 目的

この基準は、学校法人菅原学園(以下「法人」という。)が設置する各学校(以下「各学校」という。)に在籍する学生が、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく授業料等減免を申請する場合における手続等及び当法人が授業料等減免額を支弁者に交付申請する場合における手続等について、各学校及び法人本部の事務処理を適正、円滑に行うことを目的とする。

なお、本基準に定めのない事項については、高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理 要領(文部科学省高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援準備室)の定めるところによる。

2 用語の定義

- (1)支弁者・・・・・・大学については、独立行政法人日本学生支援機構をいう。 専門学校については、都道府県をいう。
- (2)機構・・・・・・・・独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- (3) 給付型奨学金・・・・・機構の給付奨学金をいう。
- (4)機構システム・・・・・機構の奨学金業務システムをいう。
- (5) 検査院・・・・・・・国の会計検査院をいう。
- (6) 予約採用、在学採用・・・下表に示すとおり機構の給付型奨学金の採用パターンをいう。

	予 約 採 用	在学採用
募集時期	N 年 4 月~	(N+1)年4月~ (一次採用)
安朱时朔	(高校等を通じて実施)	(N+1)年9月~ (二次採用)
対象者	(N+1)年度進学予定者	(N+1)年度在学者
松田沙古叶地	N 年 10 月頃、予約採用候補者を決定	(N+1)年6月頃~ (一次採用)
採用決定時期	(N+1)年4月~、「進学届」を各学校 へ提出後に採用決定	(N+1)年11月頃~(二次採用)

(7) 進学届・・・・・・・給付型奨学金制度における届出のことをいう。

Ⅱ 授業料等減免の認定等に関する事務(学生-学校間の手続き)

1 学生等からの申請

(1) 申請書

各学校において、所定の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(様式1)(以下「認定申請書」という。)を備え置き、授業料等減免を希望する学生に配布する。なお、次の事項について留意する。

- a. 認定申請書は、入学予定者に入学手続で求める各種書類を配布する際に加えておくなど、 入学後速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に入学予定者に 配布する。
- b. 在学生に認定申請書を配布するにあたっても、速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に配布する。
- c. 授業料等減免と給付型奨学金の対象者の要件は一致していることから、機構の給付型奨学金の認定を受けた者は授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことができるため、必ず機構の給付型奨学金の申込みを行っていることを確認する。

なお、給付型奨学金に未申請の者については、次のように案内する。

- ① 授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間中であれば、あわせて給付型奨学金の申込を行い、認定申請書の「機構の給付奨学金に関する情報」欄を記入して提出
- ② 授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間でなければ、いった ん認定申請書を提出しつつ、給付型奨学金については直近の申込期間に申込みを行い、認 定申請書の「機構の給付型奨学金に関する情報」欄を追って記入
- d. 申請者が機構の給付型奨学金の予約採用候補者である場合、機構からの採用候補者決定通 知のコピーを認定申請書に添付させる。
- e. 申請者が機構の給付型奨学金の予約採用候補者である場合、入学後すぐに機構の「進学届」 の手続きをするよう指示する。

(2) 申請の時期と期限

各学校において、学年を前期と後期に分け、4月1日から4月30日と10月1日から10月31日の年2回、認定の申請を受け付ける。

真にやむを得ない理由により期限までに申請書を提出できなかった学生等については、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に申請書を提出したときは、やむを得ない理由により申請書を提出することができなかったときに申請書を提出したものとみなす。ここにいう、「やむを得ない理由」とは、災害、傷病その他の期限までの提出が困難なことにつき本人の責めに帰すべき事情がないような場合をいう。

また、入学金、授業料等を納付したことをもって、申請を辞退したこととみなす取扱いは不 適切であることから、学生等の申請機会の確保に努める。

なお、家計が急変した学生等については、IXを参照。

(3) 認定申請書の受領

各学校において、学生から認定申請書の提出があった場合、記入漏れ等がないか確認すると ともに、機構の給付型奨学金の申し込みを合わせて行っていることを確認し、申し込みを行っ ていない者については合わせて申し込むよう案内する。ただし、あくまで授業料減免等のみの申請を希望する者については、これを拒否したり、給付型奨学金の申し込みを強制したりすることはできないが、同申請を希望する学生から相談を受けた場合、以下の手続きを案内する。

当該他制度による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化にも円滑に対応できるよう、当該学生に対して、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に支援の「停止」を申し出るよう案内する。在学中に他支援が打ち切られるなどにより、給付型奨学金による支援が必要となった場合、支援停止の「解除」を申し出ることができることをあわせて案内する。

なお、本案内を受けてなお、何らかの事情により、学生が給付型奨学金の申し込みを行わない場合は、認定申請書の別紙の提出を求める。また、上記別紙と合わせて次の書類の提出を求める。

① 国籍・在留資格等に関すること

外国籍の学生については、**Ⅱ**の**2**(2)に示した要件を満たしているかを確認できる次のいずれかの書類(在留資格・期限が明記されているもの)

- ・「在留カード」の写し
- ・「特別永住者証明書」の写し
- ・その他「住民票」の原本等、在留資格・在留期限等が明記されているもの
- ・在留資格が「家族滞在」の者については、入国日の証明書(出入国在留管理庁に開示請求を して取得する「出入国記録」等)又は日本で出生したことの証明書(「出生届出証明書」や 「外国人登録原票」等)
- ※ 申し込み時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類 のコピーを併せて提出させる。
- ② 家計の経済状況(収入・資産)に関すること
 - i) 課税(所得) 証明書(本人分及び生計維持者分) 【全員】
 - ※ 居住地の市区町村が発行する課税(所得)証明書であり、次の7項目が記載されている ものを提出させること。市区町村所定の様式に下記項目がない場合は、これらの項目に ついて課税(所得)証明書への追加等を市区町村に依頼するよう指導する。
 - ≪1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額 4. 扶養親族数
 - 5. 控除後に係る本人該当区分 6. 合計所得金額 7. 総所得金額等≫
 - ※ N年4月~9月分の認定申請については(N-1)年度の証明書を、 N年10月~(N+1)年3月分の認定申請についてはN年度の証明書を提出させる。
 - ii)生活保護決定(変更)通知書等のコピー【該当者のみ】
 - 保護受給期間に、申請を行う年の1月1日を含むことがわかるものを提出させる。
 - iii) 生計維持者が N 年 1 月 1 日時点で海外に居住している(いた)場合、「海外居住者のための収入等申告書」及び下記書類の提出を求めること。

確認	羽 目	必要となる証明書類 (コピー可)
海外に居住している	・給与収入	・1月~12月(※2)の給与明細書、帳簿等(準備
生計維持者の	• 年金収入	できない場合は10月~12月の3か月分)
所得金額関係	・給与・年金以外の所得	・収入がない場合には、1月~12月(※2)の間の
	(※1)	無収入を証明する書類(海外居住地の自治体や税
		務署が発行する無収入の証明書等)
生計維持者の配偶者	· 給与収入	・所得(課税)証明書等
の所得金額関係	・年金収入	・海外に住んでいる場合は、1月~12月(※2)の

	・給与・年金以外の所得	給与明細書等(準備できない場合は 10 月~12 月
	(※1)	の 3 か月分)
• 世帯構成関係	・年齢別の扶養人数	・戸籍謄本(海外で発行を受けた同様の証明書でも
・ひとり親世帯関係	・寡婦・ひとり親該当の	可)、海外居住者以外の世帯構成等がわかる住民票
	有無	の写し等
		※世帯構成(生計維持者との続柄等関係)及び世帯構
		成員の移居住地を明らかにするもの
障害者関係	・人数等	・障害者手帳

- (※1)「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額(控除前の金額)をいう。「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額をいう。
- (※2) 減免を受ける期間が4月から9月である場合は前々年、減免を受ける期間が10月から翌年 3月である場合は前年の収入に関する書類が必要となる。

(4) スカラネットによる申請手続き

a. 学生等のスカラネットを通じた申請

学生等が、スカラネットによる給付型奨学金の手続きにおいて、授業料等減免を希望した場合、各学校は、認定申請書(様式1)の提出に代えて、学生等から授業料等減免の申請が行われたものとして手続することができる。

b. 申請状況の確認

スカラネットを通じて授業料等減免を申請した学生の情報については、機構のシステムを通じて提供されるデータで確認が可能である。学生等のスカラネットでの入力作業により自動的に授業料等減免の手続が完了するものではなく、各学校がこのデータを確認することで授業料等減免の申請を受け付けるというものであるため、減免の認定にあたり、学生等の申請状況をシステムを通じて確認する。また、減免実施の記録として、プリントアウトした申請書(様式1)又は機構からの提供データの電磁的記録を、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存する。

2 対象者の認定要件

(1) 授業料等減免対象者の認定要件は、機構の給付型奨学金のそれと同一であるため、同奨学金の認定を受けた者は授業料減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

なお、給付型奨学金に申し込んだうえで認定を受けることができなかった者は、同じ期間、 授業料減免対象者としても認定を受けることができない。

- (2) 給付型奨学金の申し込みを行わず、授業料減免のみ申請を希望する者については、次の要件 を満たすことを、各学校において確認する。
 - a. 国籍・在留資格等に関する要件(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(以下 「施行規則」という。)第9条第3項関係)

次のいずれかに該当するかを確認する。

- (a) 日本国籍を有する者
- (b) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者として本邦に在留する者

- (c) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (d) 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者
- (e) 出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者で あって、下記のいずれにも該当する者
 - ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者
 - ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者
 - ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると学校の長が認めた者
- (f) 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して(e) に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者
- b. 各学校に進学するまでの期間等に関する要件(施行規則第10条第1項関係)

各学校に在学しており、次のいずれかに該当すること。なお、これらに該当する者であっても、過去に授業料等減免対象者として認定を受けたことのある者(転学・編入学等をする者を除く。)や認定取消しを受けたことがある者は、選考の対象とはならない。

- (a) 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、各学校に入学した日までの期間 が2年を経過していない者
- (b) 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から 認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も毎年度認定 試験を受験していた者も含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から各学校に入学 した日までの期間が2年を経過していない者
- (c)「個別の入学資格審査」を経て各学校への入学を認められた者については、20歳に達した 年度の翌年度の末日までに各学校へ入学した者
- c. 学業成績等に関する基準(施行規則第 10 条第 2 項第 1 号・第 2 号関係)

当該学生が在学している年数等に応じて、次の各条件に該当すること。

- (a) 入学後1年を経過していない者(転学・編入学等の場合を除く) 次の①から④のいずれかに該当すること。
 - ①高校等の評定平均値が3.5以上あること。
 - ②入学試験の成績が上位2分の1以上あること。
 - ③高校卒業程度認定試験の合格者であること。
 - ④学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。
- (b) 入学後1年以上を経過した者(転学・編入学等の場合を除く) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ①学業成績について、GPA(平均成績)等が上位2分の1以上であること。
 - ②次のi及びiiのいずれにも該当すること。
 - i. 累積修得単位数が標準単位数以上であること。

(「標準単位数」 = 卒業必要単位数:修業年限×申請者の在籍年数)

ii. 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。 ただし、在学中の学業成績が、下表の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象 とはならない。また、「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2度目の「警告」 が、GPA等が学部等における下位4分の1に属することのみによる場合には、翌期の学

業成績等が「継続」相当であれば再度支援を受けることを可能とする。

区分	学 業 成 績 の 基 準			
	次の1~4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない			
	事由があると認められないとき			
	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。			
廃止	2 累積修得単位数が標準単位数の5割以下であること。			
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い			
	状況にあると認められること。			
	4 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。(※)			
	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること(2回			
停止	目の警告が「警告」の区分の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。			
	ただし、連続して3回該当する場合は除く)。			
	次の1~3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない			
	事由があると認められないとき			
	1 累積修得単位数が標準単位数の6割以下であること。(「廃止」の区分2に該当す			
	るものを除く。)			
	2 GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること。(次の①、②に該当			
数告	する場合を除く)			
書口	①学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分			
	に合格できる水準にある場合			
	②社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認めら			
	れる場合			
	3 履修科目の授業へ出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあ			
	ると認められること。(「廃止」区分の3に該当するものを除く。)			

※ 授業料等減免の支援を受ける前の「警告」相当については、選考時(認定時)及び適格認定 時において算入しない。

なお、入学後2年目に申請があった者が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより入学1年目の成績判定がなされなかった場合には、その期間を差し引いた上で標準単位数を算出し、学業成績等に関する基準を確認する。

d. 家計の経済状況に関する基準(施行規則第10条第2項第3号及び第4項関係)

次の(a)及び(b)に掲げる、収入及び資産の基準を満たすこと。

(a) 収入に関する基準(施行規則第10条第2項第3号イ関係)

学生及びその生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】 市町村民税の所得割の課税標準額×6%- (調整控除の額+税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額 ※政令指定都市(東北の場合)仙台市

区 分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100 円未満	満額 (上限の範囲内)
第Ⅱ区分	100 円以上~ 25,600 円未満	第I区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600 円以上~ 51,300 円未満	第I区分の減免額の1/3

第IV区分		多子世帯は第 I 区分の減免額の
(多子世帯又は理	51,300 円以上~154,500 円未満	1/4、理工農系は減免額の1/
工農系に限る。)		4

※地方税法第 295 条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市 町村税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

(b) 資産に関する基準(施行規則第10条第2項第3号ロ関係)

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

[基準額]

生計維持者が 2 人の場合 : 2,000 万円未満 生計維持者が 1 人の場合 : 1,250 万円未満 なお、ここで言う資産とは、次のものをいう。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え
現 金 	(仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
	普通預金、定期預金等
預貯金	※貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・
	解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	_
	投資用資産として保有する金・銀等 (延べ棒)
貴金属等	※宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

(c)「生計を維持する者」の定義(施行規則第10条第4項関係)

学生の「生計を維持する者」に該当する者については、次の整理により判断する。

- ①父母がいる場合・・・・ 父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)
- ②父母がいない場合・・・ 父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計 維持者となる。該当者がいない場合は、学生本人が生計維持者 となる。
- ③社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合

・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なす。

3 減免の実施

(1) 選考、認定に関すること

a. 認定申請者の支援区分の確認による授業料等減免の実施

各学校は申請のあった学生ごとに支援区分(第 I 区分~第IV区分(多子世帯又は理工農系に限る))を確認し、これが確認できた学生を減免対象者として認定する。

なお、機構の給付型奨学金の対象となった学生の支援区分の情報は、本人同意のもと、機構システムから支援区分等の情報を確認する。

b. 機構システムについて

機構システムから授業料等減免に必要な情報を確認するには、機構のシステムから、学校 ごとに附与されるID、パスワードを用いてアクセスする。

減免対象者を抽出するには、機構システム画面で抽出条件を指定して情報をダウンロードする。なお、次の事項について留意する。

- (a) 条件の抽出にあたっては、次の情報を参照する。
 - ①入学年月
 - ②採用年月・・・機構システムに情報が登録された月
 - ③給付始期·給付終期
 - ④支援区分
 - ※ 区分の見直しは年に1回(9月頃)となる。
- (b)機構システムから各学生の支援区分等の情報を確認できる時期(目安)は次のとおりである。なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生であるかに留意する。

【給付型奨学金の予約採用候補者】

学生が機構に対し、「進学届」の提出(オンライン)を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、機構システムにおいて奨学生として採用処理後に、データ確認が可能となる。

・4月下旬までに進学届を提出…5月連休以降にデータ確認可能となる予定 (4月下旬以降に進学届を提出…6月以降にデータ確認可能となる予定)

【給付型奨学金の在学採用申込者】

学生が申込みを完了した約2~3か月後にデータ確認が可能となる。

(c)機構システムの給付型奨学金受給者の一覧を確認し、対象者でありながら授業料等減免の認定申請がなされていない学生がいれば、必ず申請を促すこと。

(2) 減免額の算出

a. 減免の対象となる授業料、入学金

減免の対象範囲は、各学校が学則により設定している「授業料」、「入学金」である。

なお、特定の入試区分での入学や入学時の採用選考により授業料等の全額や半額等が免除 される特約があり、年度当初において既に授業料等の特別額が適用されるなど、減額後の授 業料等しか発生しえない場合、その減額後の授業料等が授業料等減免の対象となる。

b. 住民税非課税世帯 (第 I 区分) の学生に対する減免額 (上限)

住民税非課税世帯(第I区分)の学生の授業料等減免額は次の額を上限とする。

なお、学則に定める授業料等の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその全額をそれぞれ減免する。

	入 学 金	授業料
大 学	260,000 円	700,000 円
専門学校	160,000円	590,000円

c. 住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅲ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分)の学生に対する減免額 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、第Ⅲ区分又は第Ⅲ区分に該当する場合、 各学校における住民税非課税世帯の学生に対する減免額の3分の2の額(第Ⅲ区分)または 3分の1の額(第Ⅲ区分)を減免し、第Ⅳ区分に該当する場合、多子世帯支援は4分の1の額 を、理工農系支援は専門学校については4分の1を減額する。もとの授業料等が減免上限額未満である場合は、上記 \mathbf{b} . にある減免額の2/3、1/3、1/4の額とならないことに留意する。

d. 端数処理

減免額や月割りの減免額を算出する際、端数が生じた場合には、10 の位以下の数字は切り上げ、100 円単位とする。この端数処理は減免額算出(授業料と入学金のそれぞれの計算)の際の最後の計算にのみ1度だけ行うものとし、計算途中において複数回に亘り行うことのないよう留意する。

e. 月割の減免額

休学等による支援の停止等によって、支援の対象とならない月が発生する場合には、給付型支援金の支援と同様、月単位で支援を受けることとなる。この場合、上記b.の表にある減免上限額(年額)を12月で除して、支援を受ける期間の月数を乗じることで、当該年分の減免上限額を算出する。この上限額の範囲内で、授業料(年額)を12月で除して支援を受ける期間の月数を乗ずることにより算出した、当該年度の授業料の額を減免する。

f. 支援区分の変更と減免額

年度の途中に支援対象者や支援区分の変更が起こり得るために、対象学生等の減免額(年額)もそれに応じて変わる可能性があることから、授業料減免額(年額)は次のように算出する。

授業料減免額(年間)

- =年間授業料/12×3/3×第 I 区分の支援月数
 - +年間授業料/12×2/3×第Ⅱ区分の支援月数
 - +年間授業料/12×1/3×第Ⅲ区分の支援月数
 - +年間授業料/12×1/4×第IV区分の支援月数 (合算後に 100 円未満を切り上げ)

(3) 入学金減免の取扱い

入学金減免の事務処理にあたっては、以下のことに留意する。

- ① 編入学する学生について、入学金が生じる場合、編入学前の大学等に入学する際に大学等における修学の支援に関する法律による入学金の減免を受けていた場合、本学生は再度の入学金の減免を受けることができない。
- ② 入学金減免は、入学前又は入学後速やかに申請を行い支援対象と認定された者を対象として行う。したがって入学の途中から又は2年目以降に支援対象者と認定された場合に、遡って入学時に徴収した入学金を減免することはできない。
- ③ 給付型奨学金の「予約採用」申込者だけでなく、入学後すぐに申請する「在学採用」申込者も、認定されれば入学月から支援を受けられることから、入学金の減免対象となる。
- ④ 入学金減免は、入学月の支援区分により算定した額による。(支援区分の変更があっても、 入学金減免額は変わらない。)

(4) 認定結果の通知に関すること

各学校は、給付型奨学金の申込みを行っている者について、機構システムで支援区分を確認し、減免対象者として認定する場合、また、授業料減免のみ申請を希望する者については、IIの2の認定要件により認定した結果を速やかに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」(様式3-1)により申請者に通知する。

なお、次の事項について留意する。

① 減免の始期は、次のとおりとする。

	申 請 時 期	支援の始期
i	入学前又は入学後4月1日から4月30日まで	入学月分から支援
ii	(入学後1か月を経過した後)10月1日から10月31日	10月分から減免

ただし、家計急変による申請者についてはこの限りではない。

- ② 選考の結果、減免対象者として認定されなかった者に対しては、認定されなかった旨及びその理由を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」 (様式3-2)より通知する。
- ③ 認定結果の通知は、各学校における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による 調査の際に必要となるため、**I**の1(1)の認定申請書と併せて減免実施後5年間保存する。

(5)減免実施後の授業料等の納付又は還付

減免実施後、学生に納付すべき授業料等又は学生へ還付すべき授業料等がある場合には、認 定通知書に記載の内容に基づき、学生から授業料等を徴収又は学生へ授業料等を還付する。

Ⅲ 支援の継続に関する事務

1 継続願

(1)継続願の提出

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、4月と10月の年2回支援の継続手続きを行うこととし、学生から別途定める一定期間前までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(様式2)により減免に係る継続願を提出させるものとしていたが、別途年2回の在籍報告(4月・10月)を行っていることを踏まえ、令和6年4月より継続願の提出を不要とする。なお、取扱い変更となる令和6年度より前に本来提出すべきであった継続願が提出されていない場合であっても、「停止」の取扱いとはせず、支援の継続を認める。

2 適格認定

授業料減免の認定を受けた全ての者(既に取消しとなった者を除く。)について、次に定める(1) 学業成績の判定及び(2)収入額・資産額等の判定を実施する。

また、支援停止中の者(休学中の場合を含む。)についても適格認定を実施し、認定取消等に該当する者については所要の措置を行う。

なお、給付型奨学金の認定を受けている者の認定の効果(支援の開始、中断、終了等)は、機構 の給付型奨学金と連動し、適格認定の結果により変更される。

(1) 学業成績の判定

a. 適格認定の基準

各学校は授業料等減免対象者の学業成績について、学年ごと(下記「d. **適格認定の時期** 等」に示す時期)に下表の「廃止」、「停止」又は「警告」のいずれの区分の各基準に該当する かを判定すること。

適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準			
	次の1~4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事			
	由があると認められないとき			
	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。			
廃止	2 累積修得単位数が標準単位数の5割以下であること。			
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い			
	状況にあると認められること。			
	4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。			
	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること(2回目			
停止 の警告が「警告」の区分の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に				
	し、連続して3回該当する場合は除く)。			
	次の1~3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事			
	由があると認められないとき			
	1 累積修得単位数が標準単位数の6割以下であること。(「廃止」区分の2に該当する			
	ものを除く。)			
	2 GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること。(次の①、②該当する			
警告	場合を除く)			
	①学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合			
	格できる水準にある場合			
	②社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる			
	場合			
	3 履修科目の授業へ出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にある			
	と認められること。(「廃止」区分の3に該当するものを除く。)			

(注1)標準単位数は、次の算式により算定(端数が生じた場合には切り上げる。)する。

卒業又は修了の要件として各学校が定める単位数 × 対象者の在学年数※ 修業年限

- ※ 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。 また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。
- (注2)「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生の学業成績について、 GPA等を用いて相対的に比較することが公正かつ適正であると各学校が認める組織等をい う。
- (注3) 学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して判定する。(「出席率が5割以下」(又は8割以下)というのは、学修意欲を欠き、公費による支援をするのにふさわしくない水準として、あくまで一例として示したものであることに留意する。従って、各学校においては、例えば、報告書(レポート)の提出状況や授業外での学修(いわゆる予習・復習)状況などを勘案して、5割(又は8割)しか出席しないのと同程度に学修意欲が低いと考えられる場合には、「廃止」(又は「警告」)の判定を行うこと。
- (注4)年度の途中で、懲戒処分、退学等の事由により、学籍の異動が生じた場合には、その時点でも当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施する。

なお、退学者に対する学業成績の判定について、退学したことのみをもって廃止基準の一つである「修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」として処理することは適当ではなく、あくまでも退学時点で判明している成績をもって学業成績の判定を行う。

(注5)「停止」となった次の適格認定において、学業成績等が「継続」相当で、他の停止事由に該当していない場合、「停止」を解除のうえ支援を再開(復活)させる。一方、学業成績等が「継続」相当以外の場合は、「廃止」の取扱いとなる。

b. 遡及取消の基準

上述 a. の判定において、学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、①学業成績が著しく不良であると認められるのか、②災害、疾病、その他のやむを得ない事由があると認められるのかを確認する。(①に該当し、②に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となる。)

- ① 学業成績等が著しく不良
 - 学修の実態が認められない状況、具体的には次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ・修得した単位数の合計(累計)が標準単位数の1割以下
 - ・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合
- ② 災害、傷病、その他やむを得ない事由 本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる 傷病(心身問わず)等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合をいう。

c. 斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置

(a) 資格等を十分に取得できる水準にある場合

次の(i)から(iii)の全てに該当すると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

- (i) 資格又は検定(以下、「資格等」という。)と学生の所属する学部等の教育課程が 密接に関連し、かつ、当該資格等が高等教育機関における学修成果としてふさわし いものであること。
- (ii) 当該資格等が、職業に結び付くものであること。
- (iii) 卒業生等の資格等の取得実績と成績との関係を踏まえ、当該学生が十分に取得又 は合格できる水準にあること。

なお、次の事項に留意する。

① 資格等と教育課程とが密接に関連しているか否かの判断は、当該教育課程が、当該資格の取得または当該検定への合格(以下、「資格の取得等」という。)を目的としてカリキュラムが組まれたものであるかによって判断することになる。この場合、すべての個別の履修科目等が資格の取得等のために設定されている必要はなく、入学から卒業までの間のカリキュラムを総合的に見て判断する。

ただし、資格の取得または検定への合格を目的としていることが分かるようにその旨をカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー、学校案内パンフレットや募集要項等により一般に公開している必要がある。

② 資格の取得等を目的としてカリキュラムを編成するに当たっては、各学校のディプロマ・ポリシーなどを適切に踏まえて資格・検定を設定する必要があり、当該資格・検定が高等教育機関における学修成果としてふさわしいかどうかは、その点を踏まえて各学校において判断する。

- ③ 該当する資格等は、高等教育機関における学修成果としてふさわしく、かつ、職業に結び付く資格等であることが必要であることから、一般的に高等学校卒業程度で取得可能な資格や、一般教養と考えられる検定は、仮に当該各学校の教育課程と関連があったとしても対象外となる。また、高等教育機関における学修成果としてふさわしく、職業に結び付く資格等であったとしても、当該学生等が所属する学部等の教育課程と関連がないものであれば、対象外となる。
- ④ 民間企業等が認定等をする資格であっても、公的な資格等に準じて同等以上の社会的 評価を有する資格等として評価できるものについては対象となり得る。
- ⑤ 「十分に取得できる水準にある」か否かについては、例えば、GPA等が一定の水準(評価基準の「到達目標を達成している」に該当する場合等)にある者や、各科目の点数の平均値が一定の点数以上にある者について、過去の卒業生の実績と照らし合わせたとき、十分に資格等に合格できる水準にあると判断できる場合には、合格水準にあると判断することができる。

(b) 社会的養護を必要とする者の場合

社会的養護を必要とする者で、各学校における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位の4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

(i)「社会的養護を必要とする者」であるかの確認

本取扱いにおける「社会的養護を必要とする者」とは、満18歳となる日の前日(又は高校卒業時点)において次の表の区分に掲げる施設に入所していた者(事業にあっては委託されていた者、里親にあっては養育されていた者)を指す。

これらの者については、給付型奨学金の申込時にその旨を申告していることから、適格認定の際には機構システムによりこれに該当するか否かを確認すること。

なお、確認にあたっては、支援対象者の認定を受けた者であれば、当該適格認定の時 点で児童養護施設への入所等をしている必要はなく、「社会的養護を必要とする者」とし て本取扱いの対象となる。

区分	児童福祉法上の根拠	概 要
		保護者のない児童、虐待されている児童、
児童養護施設	第 41 条	その他環境上養護を必要とする児童の養護
		を行う。
		不良行為をなし、又はなすおそれのある児
児童自立支援施設	第 44 条	童及び家庭環境その他の環境上の理由によ
		り生活指導等を要する児童の養護を行う。
児童心理治療施設		家庭環境、学校における交友関係その他の
((旧) 情緒障害児短期治療	第 43 条の 2	環境上の理由により社会生活への適応が困
施設)		難となった児童の養護を行う。
児童自立生活援助事業(自		義務教育を終了した児童であって児童養護
立援助ホーム)を行う者に	第6条の3第1項	施設を退所した児童等の看護を行う。
委託されていた者		
小規模住居型児童養育事業		要保護児童(保護者のない児童又は保護者
(ファミリーホーム)を行	第6条の3第8項	に看護させることが不適当であると認めら
う者に委託されていた者		れる児童)に対しこれらの者が共同生活を

		営むべき住居における相談その他の日常生
		活上の援助及び生活指導並びに就業の支援
		等を行う。
	Mr. C. Z. O. A.	児童相談所が要保護児童(保護者のない児
田如		童又は保護者に監護させることが不適当で
里親	第6条の4	あると認められる児童)の養育を定められ
		た要件を満たした里親へ委託。

(ii) 学修に対する意欲や態度が優れているかの確認

適格認定の際に「社会的養護を必要とする者」の学修成績が、GPA等が下位4分の1の範囲に属する場合には、レポートの徴収や面談等を実施し、これが社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するという制度の趣旨を踏まえ、十分に学修に対する意欲や態度が優れていると認められるか否かを確認する。

(c) 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合

「廃止」又は「警告」の区分に掲げる学業成績等(修得単位数、GPA、出席率等)に該当する場合であっても、そのことにつき、傷病・災害等により追試験等を含め成績判定が不可能であった等のやむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない。

なお、次の事項に留意すること。

- ① 本取扱いは、「警告」の基準の1つである GPA 等に関する基準だけではなく、「廃止」 及び「警告」の全ての「学業成績等の基準」に適用するものであること(修業年限での卒 業、単位の取得状況、学修意欲(出席率等))。
- ② 認められる事由は、傷病・災害等の不慮の事由等によるものであり、例えば、単に「アルバイトに追われている」ことや「課外活動への注力」などは、「やむを得ない事由」としては認められないこと。
- ③ カリキュラムの設定(成績の判定時期)等により適格認定の時期に成績判定ができない場合にも、この取扱いの対象となる。

d. 適格認定の時期等

学業成績等に関する適格認定における成績の判定は、学年ごとに行い、その結果は、次の 年次の授業料の減免に反映させる。

4月入学者の場合、学業成績等に関する成績の判定は毎年度末に実施する。なお、4月以外の月に入学した者については、当該学生等の各学年時における成績が確定する時期に学業成績等に関する適格認定を実施する。

ただし、専門学校(修業年限が2年以下のもの)については、学年の半期ごとに判定を行い、半期ごとの授業料等の減免に反映させる。この場合、前期の適格認定による判定結果は、 当該年度の10月以降の支援内容に反映させることから、それまでに確定し判定できる学業成績をもって判定する。

e. 適格認定において留意すべきケース

(a) 休学中等の適格認定

支援対象者の休学等により認定の効力を停止した場合には、当該休学期間の属する年度 に、判定すべき学業成績等があれば、当該学業成績について適格認定を実施し、判定すべ き学業成績等がない場合には、当該期間について適格認定を実施することは要しない。

- (例) ある学年1年間を休学する場合、当該休学期間は、通常、判定すべき学業成績等がない ため、当該年度に係る学業成績等に係る適格認定は実施しない。
- (例) ある年度の後期のみを休学する場合は、前期の学業成績等をもって当該年度の適格認定を実施する。この場合、学業成績等の判定基準の一つである「標準単位数」を算出する際の「対象者の在学年数」における当該年度の在籍年数から、休学した月数を控除して算出する。(例えば、大学3年次に6か月間、休学した場合は、在学年数は2.5年となり、3年次の適格認定における標準単位数は77.5単位(=124単位÷4年×2.5年)となる。

(b) 長期履修学生の適格認定

大学設置基準第30条の2、専修学校設置基準第25条に基づき修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することが認められた者についても、学業成績等に関する適格認定を実施する。

ただし、適格認定を行う際の「標準単位数」の算定に当たっては、「修業年限」に代えて、 各学校から認められた長期履修期間により算定する。

(例)修業年限が4年(卒業に必要な単位数124単位)の大学生について、5年間の長期履修学生である場合、1年次の標準単位数は24.8単位(=124単位÷5年×1年)となる。なお、長期履修学生であっても、支援を受けられる期間は修業期限までであり、修業年限を超えた期間は、支援を受けられないことに留意する。

f. 適格認定における学業成績等の判定結果の通知

適格認定における学業成績等の判定結果が「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定を取り消すものとし、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書」(様式5)により当該学生等に対して、その旨を通知する。また、同様に「警告」の区分に該当する場合には、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知(警告)」(様式4-1)により当該学生に対して、学業不振である旨の通知を行うとともに、次回の適格認定において連続して「警告」に該当した場合には認定が取り消される旨を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知(警告)」(様式4-1)により通知し、より一層学修へ励むよう指導する。

廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当しない場合は、「大学等における修学の支援に 関する法律による授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知」(様式4-2) により当該学生等に対して、その旨を通知する。

また、当該適格認定の結果については、支援対象者に通知するとともに、機構の給付型奨 学金の対象となった学生については、機構の指定する方法により機構に報告する。 なお、次の事項について留意する。

- ① 学業成績等の判定結果をもって認定の取消しとなり減免を行う事由が消滅するのは、原則、3月又は9月の末日となり、当該月で減免は終了する。「廃止」区分に該当する者のうち、上述 b. の遡及取消に該当する者については、学年の初日(専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)にあっては、学年の半期の初日)に遡って、支援対象者としての認定事由が遡って消滅する(この場合、当該者について当該学年分の授業料減免の費用は支弁対象とならない)。なお、入学金については、入学自体の取消しとならない限り、遡及取消の対象とならない。また、税の更生によって区分が変更となった場合は、入学金減免額も変更となる。
- ② 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消しを行った場合、取り消された

者の人数を、機関要件確認者に届出る(修学支援法第12条第2項、施行規則第17条)。

- ③ 遡及取消となった期間の授業料については各学校が当該学生等から徴収し、遡及取消に係る交付金は支弁者に返還することを原則とする。なお、再三にわたる督促にも関わらず、支弁者への精算時までに当該学生等から授業料等の徴収ができない場合は、支弁者の判断によって、精算時に支弁者へ返還する額を各学校が学生等から徴収できた分のみとすることができる。この際、遡及取消が発生した年度における変更交付申請(前期実績)及び実績報告(年間実績)においては、遡及取消ではなく単に廃止となったものとして報告し、遡及取消となった翌年度以降の実績報告時に併せて徴収の状況を報告する。
- ④ 適格認定結果の通知は、各学校における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存する。
- ⑤ 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消しを行った場合において、当該 認定取消を受けた学生より当該認定取消について、事実上の不服の申し立てがあった場合 は、
 - ●速やかに機構に対して連絡を行うとともに、
 - ●各学校において当該学生からの意見陳述(認定取消の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。)の機会を設け、多角的な観点から(可能な限り客観的な事実等に基づき)当該事案に係る再検討を行う。
- ⑥ 2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位1/4の 範囲に属する場合」のみに該当する場合は停止の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」 相当であれば再度支援を受けることが可能となる。なお、停止となる当該学生に対して「大 学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者の認定の効力の停止に関 する通知」(様式6)をもって通知を行う。

(2) 収入額・資産額等の判定

a. 適格認定の基準

収入額·資産額等の適格認定の基準は、**II**の2(2) d. による。

b. 適格認定の時期

適格認定における収入額・資産額等の判定は、毎年夏頃に行う。給付型奨学金の受給者については、機構で判定を行い、その判定結果は本人の同意に基づき各学校に連携される(多子世帯に係る申告は機構の在籍報告の手続きにて行い、理工農系に係る申告は機構に対して随時行う。)ことから、当該者については、各学校が収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。なお、機構の判定結果は機構システムにおいて確認する。

判定の結果に基づき、該当者は支援区分や減免額の変更若しくは支援の停止を行うものとし、当該変更は10月分からの授業料等の減免の実施に反映させる。(支援区分が変更となった者については II の 3 と同様に、新たな減免額の算出を行う。)

c. 適格認定結果の通知

各学校は判定の結果、第 I 区分から第IV区分(多子世帯・理工農系)に該当しない(支援停止となる)ことが確認された場合、10月分から支援を停止することとし、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者の認定の効力の停止に関する通知」(様式6)によりその旨を速やかに通知する。(当該者について、翌年の適格認定において、基準に該当することとなった場合には支援を再開する。)

また、支援区分が変更となった場合は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知」(様式4-3)により、新たな支援区分、減免額、減免期間、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を速やかに該当者に通知することとし、次の事項について留意する。

- ① 判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、 変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理する。
- ② 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存する。なお、支援区分が変更とならなかった場合も、対象となる減免期間に係る通知を行っていない場合は様式4-3により通知する。

(参考) 適格認定と対応

適格認定実施時期	夏 (~9月)		学年末
審査事項	収入及び資産	学業成績(専門学校(2	学業成績
番鱼 争快		年制以下)の学生のみ)	
	機構が確認。	対象者の成績を各学校で	対象者の成績を各学校で
審査方法	本人同意のもと、各学校	確認。	確認。
	と情報連携	機構へ通知。	機構へ通知。
	所得の状況に応じ、継続、	学業成績に応じ、取消・	学業成績に応じ、取消・
認定効力、支援内容	支援区分の変更(減免額	停止又は警告。	停止又は警告。
の変更	の変更) 又は効力の停止。	成績が著しく不良である	成績が著しく不良である
り多丈		場合などは、学年の始期	場合などは、学年の始期
		に遡及し取消。	に遡及し取消。
	10月分から新減免額を反	10月分から反映。	4月分から反映。
適格認定結果の反映	映。	遡及取消に該当する場合	遡及取消に該当する場合
则怕心化怕木 ⁽¹⁾ 人以吹		は、(4月入学者の場合)	は、(4月入学者の場合)
		半年分の減免額を徴収。	1年分の減免額を徴収。

(3) 各学校の支援状況の公表に関すること

前年度に支援措置の対象となった学生の人数とあわせて、認定の取消し、認定効力の停止、 学業成績が不振である旨の警告等に該当する学生等の人数を、これらに該当することとなった 事由(適格認定における学業成績の判定による場合は、さらに、大学等における修学の支援に 関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)別表第二及び機構省令別表に定める基準)ご とに、施行規則第5条第3項に定める更新確認申請書において記載することにより公表する。 なお、次の事項について留意する。

- ① 更新確認申請書の作成及び提出・公表については、「機関要件の確認事務に関する指針」による。
- ② 更新確認申請書の作成は、本基準が制度の運用の適正性を確保するためのものであることを十分に踏まえた上で作成する。

IV 減免費用の申請、交付に関する事務(年度当初の申請、交付) (各学校─支弁者間の手続き)

1 交付申請

各学校は、年度当初の交付申請において、次により減免に要した費用を取りまとめ、年間の所要見込み額を法人本部へ提出する。

法人本部は、各学校の年間所要見込額を「交付申請書」(様式は支弁者が定める。)により支弁者 へ交付申請する。

ただし、至誠館大学及び専門学校デジタルアーツ東京については、法人本部への提出は不要と し、直接支弁者へ交付申請する。

(1)授業料減免

当該年度の機構の給付型奨学金の認定対象者で、7月時点において機構システムに登録され、 授業料の減免を受けた者及び給付型奨学金の認定対象者以外で本校が認定した授業料の減免を 受けた者が、1年間(4月~3月)減免を受ける場合に必要な概算の減免額

(2) 入学金減免

当該年度に入学した者のうち、機構の給付型奨学金の認定対象者で7月までに機構システム に新規登録された者及び本校が認定した入学金の減免を受けた者が、入学金の減免を受けたそ の実績の減免額

2 交付申請対象者の管理

各学校は、上記1の交付申請対象者の管理簿を作成し、毎月の在籍状況を適切に管理する。

3 交付申請の提出書類

法人本部及び至誠館大学、専門学校デジタルアーツ東京は、上記1の交付申請にあたっては、「交付申請書」(様式は支弁者が定める。)及び「交付申請内訳(学部・学科単位)」(様式は支弁者が定める。)を電子媒体にて支弁者に提出する。

また、上記の電子媒体による提出のほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により「交付申請書」、「交付申請内訳(学部・学科単位)」、「交付申請内訳(授業料・入学金別)」、「申請学科一覧」を支弁者に提出する。

なお、支弁者が各学科等の授業料と入学金について額を確認できるよう、学則や学生募集要項 の写し等を添付する。

※ 本提出書類の様式は支弁者が定めるものであり、「申請学科一覧」を作成すれば、「交付申請内訳(学部・学科単位)」及び「交付申請内訳(授業料・入学金別)」が自動入力される。

4 申請期限

毎年7月下旬までに支弁者に提出する(具体的な期限は支弁者からの事務連絡による)。

5 請求・支払

法人本部及び専門学校デジタルアーツ東京、至誠館大学は、支弁者からの交付決定通知に基づき、「概算払請求書」(様式は支弁者が定める。)を支弁者に提出する。

V 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務

1 変更交付申請

各学校において、後期の授業料減免等の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再度算出し、 その額が既に交付済みの減免費用の額(年度当初の交付申請にて請求した減免額)を超え、不足 する場合は法人本部に対し変更交付申請を依頼し、法人本部は不足額を支弁者に請求する。ただ し、至誠館大学及び専門学校デジタルアーツ東京については、変更交付を直接支弁者に対し申請 する。

(1)変更交付申請の方法

a. 授業料減免

変更交付申請時は1月時点の状況に基づき授業料減免見込額を算出する。

なお、収入及び資産に関する適格認定の結果に基づき機構システムにて最新の支援区分が確認できることから、減免を受けた学生等を対象として、当該学生が後半6か月間(10月~3月)を通じて確認できた最新の支援区分による授業料減免を受ける者と見込み、所要額を算出する。

b. 入学金減免

入学金減免の対象は、入学月から支援対象となった者とする。

(2)変更交付申請の提出書類

変更交付申請にあたっては、「変更交付申請書」(様式は支弁者が定める。)及び「変更交付申請書内訳」(様式は支弁者が定める。)を電子媒体にて支弁者に提出する。

また、上記の電子媒体による提出のほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子 媒体により「変更交付申請書」、「変更交付申請内訳(学部・学科単位)」、「変更交付申請内訳(授 業料・入学金別)」、「申請学科一覧」を支弁者に提出する。

※ 本提出書類の様式は支弁者が定めるものであり、「申請学科一覧」を作成すれば「変更交付申請内訳(学部・学科単位)」及び「変更交付申請内訳(授業料・入学金別)」が自動入力される。

(3)申請期限

毎年1月下旬までに提出する(具体的な期限は支弁者からの事務連絡による)。

2 請求・支払

法人本部及び至誠館大学、専門学校デジタルアーツ東京は、支弁者からの変更交付決定通知に 基づき、「概算払請求書」(様式は支弁者が定める。)を支弁者に提出する。

VI 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

1 実績報告

法人本部、至誠館大学及び専門学校デジタルアーツ東京において、会計年度が終了後、学内で 年度中に実施した授業料等減免の実績をまとめ、支弁者に提出する。

(1) 実績報告の方法

a. 授業料減免

学内で年度中に実施した授業料減免について、実績を4月~9月の6か月間(前期分)と 10月~翌年3月の6か月間(後期分)でそれぞれ取りまとめる。これらの年間減免実績額と 既に概算払いを受けた額を比較し、不用額を算出する。

b. 入学金減免

学内で年度中に実施した入学金減免について、実績をとりまとめる。すべての年間減免実 績額と既に年度中に交付を受けた額を比較し、不用額を算出する。

c. 上記の授業料減免と入学金減免の不用額・不足額の合計額から、不用額があれば返還する。 (通常実績報告において不足額は発生しないものと想定しているが、申請者による税の更生 等により不足額が生じることが判明した場合は、直ちに支弁者に相談する。)

(2) 提出書類

実績報告にあたっては、「実績報告書」(様式は支弁者が定める。)及び「実績報告書内訳」(様式は支弁者が定める。)を電子媒体にて提出する。

また、上記の電子媒体による提出のほか、支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により「実績報告書」、「実績報告内訳(学部・学科単位)」、「実績報告内訳(授業料・入学金別)」、「申請学科一覧」を支弁者に提出する。

- ※ 本提出書類の様式は支弁者が定めるものであり、「申請学科一覧」を作成すれば、「実績報告内訳(学部・学科単位)」及び「実績報告内訳(授業料・入学金別)」が自動入力される。
- ※ 前年度以前の遡及取消により授業料の徴収が必要となっている場合、徴収状況についても 別途報告する。

(3) 申請期限

毎年4月上旬までに提出する(具体的な期限は支弁者からの事務連絡による)。

2 額の確定

法人本部、至誠館大学及び専門学校デジタルアーツ東京において支弁者に実績報告書を提出後、 支弁者より額の確定通知書の送付を受ける。

なお、不用額がある場合は、支弁者から返還命令書が送付されるため、期日(原則として返還命令のなされた日から20日以内を基準とする)までに返金を行う。

WI 学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う事務(休学・懲戒処分等)

1 休学による認定の効力の停止

(1) 休学した場合の認定の効力

各学校は、支援対象者が各学校に定める正規の手続きを経て休学をした場合、当該休学の期間中は認定の効力が停止されることから、当該期間に係る授業料減免に係る費用は支弁されないことに留意する。

(2) 休学した場合の支援期間

休学した場合の当該休学期間については、支援期間に通算しない。

(3) 休学した場合の支援停止の始期と終期

休学期間と認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりである。

a. 認定の効力の停止の始期

休学の期間の始期	認定の効力の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

b. 支援再開(認定効果の復活)の始期

復学の始期	支援再開(認定効果の復活)の始期	
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を再開する	
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する	

(4) 休学中の支援停止に係る通知

各学校は、支援停止期間等については、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知」(以下「認定効力停止通知」という。) (様式 6) により対象者に通知する。また、連動して機構の給付型奨学金も停止することとなることから、あわせて機構の指定する手続きを行う。

2 懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止

(1) 懲戒処分を受けた場合の認定の効力

各学校は、支援対象者が、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下表のとおり、認定の取消し又は認定の効力の停止を行う。

懲戒処分の内容	支援上の処置
退学、停学(3月以上または期限の定めのないもの)	認定の取消し
停学 (3月未満のもの)、訓告	認定の効力の停止

※ 単に処分の期間を定めず、当該学生の態度等を踏まえ、後に3月未満の処分とすることを 確定する場合にあっては、停学期間が確定するまでの支援を留保した上で、処分期間の確定 後に、当該確定期間をもって支援の「停止」又は「打切り」を決定する。

(2) 懲戒処分を受けた場合の支援停止の始期と終期

a. 認定を取り消す場合

認定を取り消すこととなる懲戒処分(退学、停学(3月以上または期限の定めのないもの)) を受けた場合、各学校は、当該処分日付で認定の取消しを行う。この場合、当該処分日の属す る学年の初日に遡って認定の効力が失われるため、既に減免を行った授業料を徴収する。

- (例) 学生 A (学年始期は4月) が2年次の11月12日付で退学処分となった場合
 - →11月12日付で認定を取消し、2年次の4月分以降の授業料の減免額を徴収する。(4月分以降の減免費用は支弁の対象とならない。)

b. 認定の効力を停止する場合

認定の効力を停止することとなる懲戒処分(停学(3月未満のもの)、訓告)を受けた場合、 以下のとおり、各学校は認定の効力の停止を行う。

- ・1か月以上の停学処分の場合・・・・・・当該期間の認定の効力を停止
- ・1 か月未満の停学処分及び訓告処分の場合・・・当該処分日を始期として1 か月間、認定の 効力を停止

これによる支援の停止期間(始期・終期)の関係は次のとおりである。

なお、休学の場合と異なり、懲戒処分による支援停止の期間は、支援期間に通算される。

(例) 4年制の大学生(支援期間 48 か月)で、2 か月間の停止期間がある場合、当該2 か月間の減免額(月割)は0円となるが、支援期間は 48 か月にカウントされる。

①停学(3月未満のもの)の処分を受けた場合

(認定の効力の停止の始期)

当該処分の始期(又は処分の日)	認定の効力の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(支援再開(認定の復活)の始期)

復学の始期	支援再開(認定の復活)の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を開始する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

②訓告の処分を受けた場合

(認定の効力の停止の始期)

処分の日	認定の効力の停止する月
月の1日(初日)である場合	当該月1月分の支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月1月分の支援を停止する

(3) 認定の取消等に係る通知

各学校は、懲戒処分を受けた対象者に対する認定の取消しを行った場合は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書」(様式5)により対本人に通知する。支援の停止を行う場合は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知」(様式6)により対象者に通知する。また、連動して機構の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行う。なお、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を「認定取消に関する届出」(様式11)により機関要件確認者に遅滞なく届出る。

さらに、各学校における懲戒処分等の結果、支援対象者としての認定の取消しや認定の効力 停止(以下「認定取消等」という。)を行った場合において、当該認定取消等を受けた学生より 当該認定取消等について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、

①速やかに機構に対して連絡を行うとともに

②各学校において当該学生等からの意見陳述(認定取消等の原因となった学業成績の判定や 懲戒処分等に対する意見陳述を含む。)の機会を設け、多角的な視点から(可能な限り客観的な事実等に基づき)当該事案に係る再検討を行う。

3 早期卒業、除籍、自主退学、死亡等

(1) 早期卒業、除籍、自主退学等があった場合の認定の効力

支援対象者が、早期卒業、除籍又は自主退学等(上述2に記載の懲戒処分による退学を除く。 以下この3において「自主退学等」という。)により、修業年限を満了する前に学籍を喪失した 場合には、認定の取消は行わず、当然に支援が終了する。これ以降の期間については、減免に係 る費用の支弁対象とならないことに留意する。

年度の途中で、これらの事由により学籍の異動が生じた場合には、上述2と同様にその時点で当該年度の適格認定における学業成績の判定(**Ⅲ**の2(1)(注4)参照)を実施する。すなわち、退学者に対する学業成績の判定について廃止基準の一つである「修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと」に当てはまる者として処置する必要はなく、これ以外の基準を基に廃止もしくは警告の判定を行う。

なお、自主退学等により学籍を失った者が、1年間を経過しない間に他の学校へ編入学した場合には、編入学前に在籍した学校における適格認定において廃止に該当する者として認定を 取消しされた場合等を除き、一定の要件を満たせば、編入学後に在籍する学校等において支援 を受けることができることに留意する。

(2) 早期卒業、除籍、自主退学等により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、自主退学等により学籍を失った場合、次のとおり支援を終了する。

(処分の始期等と認定取消日)

早期卒業、除籍、自主退学等により学籍を失った日	支援の終了 (これ以降の支援を行わない)
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を行わない
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を行わない

※ 学校から請求されている支払うべき授業料の一部または全額の未納のまま退学(除籍)となった学生等については、学籍を失った日ではなく、その処分が決定した日に基づき認定の効力を失わせるものとする。この際、徴収すべき月の授業料を納入不要とした場合は、当該月は交付金の月数には含めず、授業料は交付金の対象としないことに留意する。

4 国籍・在留資格の変更

(1) 国籍・在留資格等に変更があった場合の認定の効力

国籍・在留資格等に関する要件は、**II**の**2**(2)**a**のとおりであるが、このうち「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「家族滞在」(日本の小学校から高校等までを卒業等の要件を満たす者に限る)である者については、在留期間に制限が設けられているため、支援期間中に在留期間が満了する学生等については、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認する。

確認の結果、**II**の**2**(2)**a**の要件を満たさなくなった場合には、認定の効力は停止されることから、当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意する。

年度の途中において認定の効力を停止した場合には、上記2と同様に当該年度の適格認定に おける学業成績の判定(Ⅲの2(1)参照)を実施する。

なお、認定の効力を停止した支援対象者が、その後の諸手続き等により再び**Ⅱ**の**2**(2)**a**の 資格を満たすこととなった場合には、当該停止は解除されることとなるため、その旨、十分に 該当者に説明するとともに、適切な処理を行う。

(2) 国籍・在留資格等の変更により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、認定の効力を停止された場合、支援を受けられなくなる支援月は次のとおりである。ただし、再び資格を満たすこととなる前に卒業等により学籍を喪失している場合には、認定の結果は当然に復活しないことに留意する。

a. 認定の効力の停止の始期

在留資格等の変更により、Ⅱの2 (2) a	支援の停止の始期
の資格を満たさなくなった日	
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

b. 支援再開(認定効果の復活)の始期

在留資格等の変更により、 Ⅱ の2 (2) a の資格を満たすこととなった日	支援再開の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

(3) 支援停止に係る通知

支援の停止について、各学校は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知」(様式6)により対象者に通知する。また、連動して機構の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行う。

5 転籍(転学部・転学科)

(1) 転籍により理工農系に該当・非該当に変更があった場合の認定の効力

支援期間中に理工農系でなくなった場合(又は理工農系となった場合)には授業料減免支援 の停止(又は停止解除)を行う。(給付型奨学金と取扱いが異なる点であるため留意する。)

a. 認定の効力の停止の始期

支援期間中に理工農系でなくなった日	支援の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

b. 支援再開(認定効果の復活)の始期

理工農系となった日	支援再開の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

6 支援対象者からの申出による停止

(1) 支援対象者からの申出により支援を停止した場合の認定の効力

支援対象者から、ある月以降の授業料減免を希望しない旨の申出がなされた場合には、各学校は支援対象者から、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援停止申請書」(様式9-1)の提出を求めることとし、当該希望のあった月以降の認定の効力を停止する。当該停止期間については、授業料減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意する。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、上記2と同様に当該年度の適格認定における学業成績等の判定(Ⅲの2(1)参照)を実施する。

(2) 支援の再開を希望する旨の申出があった場合の取扱い

本人の申出により認定の効力を停止した支援対象者から、その後、支援の再開を希望する旨の申出があった場合には、各学校は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の停止の解除(支援の再開)申請書」(様式9-2)の提出を求めた上で、当該停止を解除し、当該申出のあった日以降で支援対象者が希望する月以降から支援を再開する。

(3)支援を停止する月

上記(1)により認定の効力を停止する場合、支援を停止する月は次のとおりである。

a. 認定の効力の停止の始期

支援対象者が支援の停止を申し出た日	支援の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
日の9日から日本さつでも2担人	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望
月の2日から月末までである場合 	する月

b. 支援再開(認定効果の復活)の始期

支援対象者が支援再開を申し出た日	支援再開の始期
月の1日(初日)である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

7 支援対象者の留学

(1) 休学して留学する場合

各学校を「休学」(学籍上の身分が「休学」)して留学する学生については、**WI**の1に記載のとおり、休学期間中の支援を停止する。

(2) 在籍したまま留学する場合

各学校における学籍を有する(学籍上の身分が「休学」ではなく、「在学」又は「留学」である)場合であって、授業料が発生している場合、当該授業料は減免の対象となる。

ただし、学生が海外大学等に納付する授業料については、減免の対象とはならない。

Ⅷ 転学・編入学等に伴う事務

1 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間

(1) 転学・編入学等したときに継続して支援を受けられる場合

既に大学等において授業料等の減免を受けている者に転学・編入学等による学籍の異動があった場合であって、次の a から d のいずれかに該当するときには、所要の手続きを経ることによって、異動先においても引き続き支援の対象となることができる。

ただし、これらに該当することにより支援の対象となることができるのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学した日までの期間が1年を経過していないものに限られることに留意する。

なお、支援を受けていた大学等から他の大学等の1年次に入学する場合には、継続して支援 を受けることができない。

- a. 学校教育法第108条第9項、第122条又は132条の規定により編入学した場合
- b. 大学等に在籍した者で、引き続いて専門学校(修業年限が1年のものを除く。)の第2学年 以上に入学した者
- c. 大学等の相互の間(学校の種類が同一のもの)の間で転学した者
- d. 同一の大学等において、学部等の相互の間で転籍した者(ただし、同様のカリキュラムを繰り返す場合には対象外)

(2) 転学・編入学等した場合の支援期間

異なる学校種間で編入学等により異動する場合において、上述 (1) の a から d に該当する者について、その在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が、支援期間の上限となる。

ただし、カリキュラムの違いなどから学年を下がって学修せざるを得ない場合、通算の支援 期間の月数の上限は72月となる。

2 異なる大学等の間で、転学・編入学等する場合の手続き

(1) 異動元の大学等における適格認定

転学・編入学等を予定している学生について各学校は、Ⅲの2(1)により学籍等の異動前に 適格認定を実施することとし、次の事項に留意する。

- ① 当該学生が給付型奨学金を受けている場合は、当該適格認定における判定の結果を機構に 通知する。
- ② 当該適格認定の結果を**Ⅲ**の**2**(1) f. により学生に通知する。
- ③ 異なる大学等へ転学・編入学等により学籍を異動した後も、引き続き異動先で本制度による支援を受けようとする場合には、当該学生に対して、異動先の大学等において所要の手続きが必要になる旨を十分に教示する。

(2) 異動先の大学等における申請書の受付

異なる大学等からの転学・編入学等により学籍を異動した学生が、異動元の大学等において 本制度による支援を受けていた場合、異動先大学等において引き続き授業料等の減免を希望す る旨を各学校は確認することとし、次の事項に留意する。

- ① 当該学生が異動前に給付型奨学金を受けていたか否かを確認する。
- ② 当該学生が給付型奨学金を受けていた場合は、学籍異動に伴い機構の定める所定手続きを 行うとともに、当該学生等から授業料等減免の認定申請書(様式1)の提出を求める。
- ③ 給付型奨学金を受けていなかった学生から、申請書の提出があった場合は、給付型奨学金

の申込についてあわせて案内し、機構の定める手続きを行う。(学生が給付型奨学金への申込を希望しない場合の取扱いはIIを参照のこと。)

- ④ 過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、過去に入学金の減免を受けたことがあるか否かの申告内容について確認の上、特に「入学金の減免を受けたことがない」旨申告している者については、異動元の大学等から「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の実績に関する報告書」(様式10)を求めることにより事実関係の確認を行う。
- ⑤ 既に認定を受けた学生が、転学・編入学後に引き続き支援を受けようとする場合、異動元の大学等での異動前の適格認定における判定結果により認定の取消しを受けておらず、認定の効力の停止に該当する事由もないことを確認する。この際、転学・編入学先の大学等において、Ⅱの2(2) c. による学業成績等に関する基準に該当するか否かの判定をすることは要しない。
- ⑥ 異動元の大学等における最後の適格認定において「警告」の基準に該当するものと判定された学生等が、転学・編入学後の最初の適格認定において「警告」の基準に該当した場合には、「廃止」の基準に該当することにより認定の取消しの対象となることに留意する。
- ⑦ 理工農系支援の対象学科等から対象外の学科等(又は対象外の学科等から対象の学科等) へ異動する場合、支援の対象となるかどうか取扱いが変わる場合があるため、異動前と異動 先の学科等について確認を行う。

(3)減免の実施

減免の実施をする場合は、**Ⅱ**の**3**のとおり、選考・認定、減免額の算出、授業料等の徴収猶予・還付を行う。

(4) 認定結果の通知

認定の結果について、Ⅱの3 (4) のとおり、認定結果の通知を行う。

(5) 認定した学生等に対する授業料減免の実施状況の情報管理

異動先の各学校は、異動元の大学等から「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の実績に関する報告書(様式10)を求め、今後の支援の継続や適格認定の実施のために必要な、次の①から④の事項について確認し、適切に管理する。

なお、給付型奨学金における学籍等異動に係る手続きを通じて次の①から④の事項を確認できる場合は、(入学金の減免を受けたことがない旨を申告している者を除いて) 異動元大学等から別途、様式10の提出を求める必要はない。

- ① 異動元の大学等において、授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数 (認定の効力を停止したことがある場合、その事由と停止期間の含む) なお、支援月数が上述1に示した期間を上回るときは、支援を終了する。
- ② 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由

なお、直近の適格認定で、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当すれば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意する。ただし、2回目の警告に該当したときの警告の基準が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は「停止」の取扱いとなり、翌期の学業成績が「継続」相当であれば

再度支援を受けることが可能となることについても留意する。

- ③ 異動元の大学等における修得単位数の累計
 - なお、学業成績等に関する適格認定において、標準単位数は、異動元の大学等における修 得単位数も含めて算定することとなるため、留意する。
- ④ その他、異動元の大学等における支援の実施状況について、異動先において支援の継続や 適格認定の実施のために必要となる情報

IX 家計が急変した学生等への支援に関する事務

1 家計急変に対する対応

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映する前に緊急に 支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば支援 対象とする。

なお、家計の急変に対する対応は下表に掲げるとおりとする。

	家 計 急 変	通常
	年間を通じて随時	年2回(4月始期分、10月始期分)
申込	(家計急変の事由発生後3か月以内に	
	申込み)	
	随時	4月始期 又は 10月始期
支援開始時期	(減免申請書を提出した日の属する月	
	から)	
対象者	家計を急変させる特定の事由が生じた	要件を満たす者
刈象伯	者のうち、要件を満たす者	
	右記に準ずる額	市町村民税所得割 課税標準額×
所得基準	(年収見込額を基に基準額を算定)	6%- (調整控除の額+税額調整
		額)
判定対角しわる	急変事由が生じた後の所得	前年所得(もしくは前々年所得)
判定対象となる	※給与明細や帳簿等で確認	※機構はマイナンバーで住民税
所得		情報を補足
収入及び資産に	3か月毎(急変事由発生から15か月経	毎年、夏に実施(年1回)
関する適格認定	過後は1年毎)に実施	
	※資産については年1回の確認	
支援区分の変更	3か月毎(急変事由発生から15か月経	10月分から適格認定結果(支援区分
	過後は1年毎)に適格認定結果(支援区	変更)を反映
	分変更)を反映	

2 対象者

次の(1) \sim (3) のいずれにも該当する者が、家計急変に係る支援の対象となる。

(1) 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、家計急変に係る申請を行うことができる。

事 由	証 明 書 類
A: 生計維持者の一方(又は両方)が死亡	下記のいずれか
	・戸籍謄本(抄本)
	・住民票の除票 (死亡日記載)
B: 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気	・医師による診断書 及び
により、半年以上、就労が困難	・雇用主による病気休職による証明
C:生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発	・雇用保険受給資格者証
的失業の場合に限る)	※(注3)を参照
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した	・罹災証明書
場合であって、次のいずれかに該当	
①上記 A~C のいずれかに該当	
②被災により、生計維持者の一方(又は両方)が	
生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入が	
大きく減少させる事由が発生	
E:本人が父母等による暴力等から避難するため	・公的機関による保護証明書(「証明書様式」
に、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める	による)
施設等へ入所することとなった (注4)	

- (注1)次の場合には、被災した場合(上記表中Dに該当する場合)を除き、授業料等減免及び 給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはならないが、年2回実施 する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能(審査の上、要件を満 たす場合に、支援対象となる。)
 - ・生計維持者の離婚又は失踪
 - ・定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- (注2)「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証 (又は雇用保険被保険者離職票) において、 次の離職理由コード【11(1A), 12(1B), 21(2A), 22(2B), 23(2C), 31(3A), 32(3B), 33(3C), 34(3D)】に該当する場合をいう。
 - 11(1A) 解雇 (1Bに該当するものを除く)
 - 12(1B) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
 - 21(2A) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
 - 22(2B) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)
 - 23(2C) 特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)
 - 31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
 - 32(3B) 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
 - 33(3C) 正当な理由のある自己都合退職 (3A、3B又は3Dに該当するものを除く)
 - 34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 6 月以上12月未満)
 - (注3) 傷病手当金受給中などのために雇用保険受給資格者証が発行されず、雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票(離職年月日と離職理由コードが記載されたもの)及び所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出する。
 - (注4) 事由 E の対象となるのは、以下の者である。
 - ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助 又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者

- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①、②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者

(2) 所得に関する要件

家計急変の事由発生後の収入から算出した年間所得の見込額により算定する。また、家計急変の事由に該当しない生計維持者及び学生本人については、課税所得を用いる。これらを合計したものが減免額算定基準額となる。

給付型奨学金をあわせて申し込んだ学生等については、機構において、上記の考え方に基づき支援区分を判定し、その結果について、学生等の同意を前提に、在籍する各学校を通じて通知される。授業料等減免については、同じ支援区分で支援すべきものとみなすことができるため、上記の減免額算定基準額を、重ねて各学校において算出する必要はないことから、機構から通知される支援区分により、授業料の減免額を決定する。

(3) その他の要件

学生等の学修成績や、世帯の資産、高等学校等卒業から進学までの期間、(日本国籍でない者の) 在留資格等に関する要件については、**II**の2の規定のとおりとする。 なお、次の事項について留意する。

- ① 過去に認定の取消(支援廃止)を受けた学生等については家計が急変した場合を含め、支援の申込を再度行うことはできない。認定の効力の停止(支援停止)に該当する学生等については、当該停止が解除されるまでの期間において支援を受けることはできないが、停止が解除された後は他の学生等と同様の扱いになる。
- ② 申請者の学業成績等が「廃止」区分に該当する場合は、家計が急変した場合を含め、本制度による支援の対象とならない。「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2度目の「警告」が、GPA等が学部等における下位4分の1に属することのみによる場合には、「停止」となり、翌期の学業成績等が「継続」相当であれば、再度支援を受けることを可能とする。

3 学生等からの申請

(1) 事前相談

家計急変により、学生から緊急支援の願出があった場合には、今後の手続き及び必要な書類 を案内する。なお、案内する際は、次の事項について留意する。

- ① 給付型奨学金による支援も併せて受けられるよう、給付型奨学金に係る申込手続も併せて 案内する。なお、給付型奨学金に併せて申し込む者については、授業料等減免の申込にあた って重複する書類の添付は省略可能である。
- ② 家計急変による緊急支援に係る事前相談の後に、授業料等減免の納付が必要となる場合には、本支援制度の趣旨に鑑み、授業料等の徴収を猶予する。

(2) 申請書及び添付書類

通常の申込と同様に、認定申請書(様式1)を提出させる。なお、日本学生支援機構のスカラネットを通じて申請した場合、様式1の提出は不要となる。

(3)申請の時期と期限

家計急変については、原則として事由発生から3か月以内に申請させることとし、給付型奨 学金も併せて申込みするよう案内する。なお、案内する際は、次の事項について留意する。

- ① 新入生については、入学前々年(10月~3月入学の者については、入学前年)の1月以降に家計が急変した学生等について、入学月から3か月以内の申込を受け付ける。
- ② 家計の急変は、学期の始期に関わらず、年中いつでも起こり得るものであり、また、新制度は授業料等減免と給付型奨学金の支給をあわせて行うものである。このため、学期の始期に関わらず(学期途中であったとしても)、学生等の家計が急変したときから3か月間の間に申込を受け付ける。
- ③ 既に本制度による支援を受給中の学生等について、家計の急変により更に著しい収入の減少が見込まれる場合には、支援額の増額を申請することは否定されないが、申込みに先立ち、学生等が下記の点を十分に理解できるよう、丁寧な説明を行う。
 - ・第Ⅱ区分~第Ⅳ区分で支援を受けている場合は、家計の急変による支援を申請して上位の 支援区分に判定されて以降の支援額が増額となる可能性はあるが、既に第Ⅰ区分に該当し て満額の支援を受けている場合、家計の急変による支援をあわせて申請しても更なる支援 額の増額は見込まれないこと
 - ・家計の急変による支援の認定を受けた者は(後述のとおり)3か月毎に支援区分が変更し得る仕組みのため、3か月毎の判定の結果によって、支援額が、既に受給中の額より少なくなったり、0円となったりすることもあり得ること
 - ・家計急変による支援中に、申請済み急変者以外の生計維持者に急変事由が生じた場合(以下、「さらなる家計急変」という。)も支援額の増額申請を可能とするが、当該申請による支援区分の変更時より、事由発生日は、さらなる家計急変の事由発生日となることなお、既に本制度による支援を受給中の学生等が家計の急変により支援区分が変更となるときは、当該支援区分の変更のときまでは、受給中の支援を継続して受けられる。
- ④ 家計急変事由の発生から3か月を経過した後であっても、申請は拒否せず、受け付ける。 ただし、この場合、支援の始期は減免申請書を提出した日又はスカラネットでの誓約日の属 する月から支援することとなるため、申請前の時期に遡って、授業料減免(及び給付型奨学 金)の支援を受けることはできない。

(4) 申請書等の受領

申請書等の受領にあたっては、次の事項について留意する。

- ① 申請者から申請書の提出があった場合、記入漏れ等がないか確認する。
- ② あわせて提出すべき添付書類について、添付漏れがないか確認する。
- ③ 授業料等減免の申請書受領に際して、給付型奨学金の申込みを行っていることを確認し、 申し込んでいない場合は申込みを促す。

(5) 選考・認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、給付型奨学金の認定を受けた学生については、機構の奨学金 業務システムから支援区分等の情報を確認し、確認できた学生について減免対象者として認定 する。なお、授業料等減免の申請者が、給付型奨学金の対象者として認定を受けていれば、授業 料等減免の対象者として認定すべき者とみなせることから、学生に関する要件(世帯所得を含 む)の確認・審査を別途行う必要はない。

(6) 認定結果の通知に関すること

各学校は、上記 (5) により、減免対象者として認定したときは、認定した結果を速やかに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」(様式3-1、3-3①、②)により認定申請者に通知する。なお、次の事項に留意する。

- ① 大学等進学前(入学前々年の1月から入学月の前日まで)に家計急変の事由が発生し、入学3か月以内に申請を行った者について、減免対象者として認定したときは、入学月分から減免を行う。なお、該当者については、入学金についても減免の対象となる。
- ② 大学等進学後(入学月初日以降)に家計急変の事由が発生し、申請手続きを行った者については、申請を行った日の属する月から減免を行う。(入学後3か月以内の期限までに申請を行った者については入学金減免の対象となる。これに該当しない者の入学金については、減免の対象とならない。)
- ③ 各学校は、減免対象者に対し減免区分、当該減免区分が適用される期間、当該期間における減免額等について通知する。当該減免区分が適用される期間については、機構システムで確認できる同支援区分とその期間にあわせて記載する。上述①の該当者については、様式3-3①によって、上記②の該当者については、様式3-3②によって、それぞれ通知を行う。
- ④ (8) に後述するとおり、減免区分は3か月毎に変更の可能性があるため、認定から3か月以降の減免区分は原則未定であり、認定結果通知の時点で、減免後に納付すべき授業料の額が確定しない場合がある。このため認定結果通知においては、減免後に納付すべき額等が確定する時期の目安等について通知するとともに、当該額が確定した場合は、納付額や納付期限等について別途通知する。
- ⑤ 各学校は、減免対象者として認定されなかった者に対しては、「大学等における修学の支援 に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」(様式3-2)によりその旨を通知する。
- ⑥ 認定結果の通知は、各学校における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による 調査の際に必要となるため、上述(1)の認定申請書又は機構からの提供データ等と併せて、 減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存する。

(7)継続願に関すること

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、各学校の定める日までに、減免に係る継続願を提出させる取扱いとしていたが、別途年2回の在籍報告(4月・10月)を行っていることを踏まえ、継続願の提出を不要とする。なお、取扱い変更となる令和6年度より前に提出すべきであった継続願が提出されていない場合であっても、「停止」の取扱いとはせず、支援の継続を認める。

(8)適格認定に関すること

a. 学業成績の適格認定

Ⅲの2 (1) に記載のとおり、対応すること。

b. 収入及び資産に関する適格認定

(a) 適格認定の基準

Ⅲの2 (2) に記載のとおり

(b) 適格認定の時期

適格認定における収入額・資産総額の判定は、通常、毎年夏頃に行うが、家計急変の申請により対象者として認定された学生については、初回は給付開始から6か月後、その後は3か月毎(急変事由発生から15か月経過後は1年毎)に収入額の判定を実施する。給付型奨学金の受給者については、機構で判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき機構から提供されることから、当該者については、各学校が収入額の判定を行った者とみなす。

機構の判定結果(新たな支援区分情報)の確認については、機構のシステムに登録された情報を確認する。

判定結果の反映時期については、給付型奨学金のそれと時期を合わせる。

(c) 適格認定結果の通知

各学校は、上述(b)の適格認定の結果(減免区分、当該減免区分が適用される期間、減免額など)について、適格認定の都度、速やかに認定通知書(様式4-4)により対象者に通知する。

なお、次の事項に留意する。

- ① 給付型奨学金受給者については、機構のシステムに登録された情報を確認し、通知内容の正確性を期する。
- ② (9)で後述のとおり、減免額については、月割で処理することとなるため、適格認定 結果の通知においては、1か月当たりの授業料減免額を記載する。
- ③ 3か月毎に支援区分が変更となり得ることに鑑み、(9)で後述のとおり、家計急変の 事由発生後の授業料徴収について一定期間猶予することを前提とするため、減免後の納 付額等については、追って別途通知する旨を通知する。
- ④ 判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理する。
- ⑤ 適格認定結果の通知は、各学校における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院 等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保 存する。

(9)減免の実施に関すること

a. 実施のスケジュール

学年の始期等に関わらず、年間を通じて、随時、申請を受け付けるものとする。

なお、家計が急変した学生に対する支援については、学期の始期や授業料の納付時期等に 関わらず(学期の途中や授業料の納付後であっても)、後述のとおり、月単位で減免を実施す ることになるため、留意する。

b. 減免額の算出

減免額の算出については、Ⅱの3(2)に記載のとおり対応する。

なお、家計急変の申請により対象者として認定された学生については、**Ⅱ**の**3**(2)の月割の減免額の考え方によることとし、支援区分が3か月毎に変更されることに留意する。

(例) 授業料が前期 40 万円+後期 40 万円の学生(大学) Aについて、2月に家計急変事由が生じた場合、下表のとおりとなる(5月に申請があったものとする)。

	I			
時期	 支援区分〈例〉	①減免前の授業	②減免額	③減免後の授業料
H/1 241	人设色力 (四)	(月割)	(月割)	(月額)
4月	_	(66, 666. 6…円)	_	(66,666円)
5月		(66,666.6…円)	(58,400円)	(8, 266 円)
6月		(66,666.6…円)	(58, 300 円)	(8,367円)
7月	第I区分	(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
8月		(66,666.6…円)	(58,400円)	(8, 267 円)
9月		(66,666.6…円)	(58,300円)	(8,367円)
Ē	前期合計	400,000 円	① 291,700円	108, 300 円
10 月	第I区分	(66, 666. 6…円)	(58, 300 円)	(8, 366 円)
11月		(66, 666. 6…円)	(38,900円)	(27, 766 円)
12 月	第Ⅱ区分	(66, 666. 6…円)	(38,900円)	(27, 767 円)
1月		(66, 666. 6…円)	(38,900円)	(27,767円)
2月	笠田 マハ	(66, 666. 6…円)	(19,500円)	(47, 167 円)
3月	月 第Ⅲ区分 (66, 666. 6		(19, 400 円)	(47, 267 円)
1	後期合計	400,000円	②一① 213,900円	186, 100 円
4	年間合計	800,000円	② 505,600円	294, 400 円

※ 上表中「減免額(月割)」の端数処理は**II3(3)**に記載のとおり処理する。

なお、新制度における授業料減免額の年間合計額は、年額で算出した額 (上表の例では、700,000/12×3/3×6+700,000/12×2/3×3+700,000/12×1/3×2=505,556→505,600 円) と一致することに留意する。

c. 授業料納付期限の猶予

家計急変に係る事前相談を受けた場合、その後に徴収を予定していた授業料については、いったん徴収を猶予する。

事前相談を経て正式な申請を行い、認定された学生については、上述の(8)のとおり、3か月毎の適格認定により支援区分が変更となることに鑑み、前期分の支援区分が確定するまで支払いを猶予の上、納付期の最終月に減免額を算定の上、当初の授業料との差額の納付を求める方法により行う。

なお、減免額が確定していない時点で、本来減免されるべき額も含めていったん納付を求める(減免額確定後に還付する)こととした場合、生計維持者の死亡や事故・病気、災害等によって家計が急変し、経済的に非常に困難な状況にある学生にとっては、期限内に全額の授業料等の納付が困難なことが想定されることから、原則として授業料等の納付期限の猶予を行うこととする。

d. 納付済み授業料の還付

授業料を徴収した後に、学生等の家計が急変し、支援対象として認定された場合、徴収済 授業料の還付を行う。

(10) 交付申請に関すること

交付申請及び変更交付申請にあたっては、原則、IV及びVに記載のとおり処理することとなるが、家計が急変した学生等については、下記の場合、特例的な取扱いとなる。

入学後に家計が急変する事由が発生した者について、授業料の減免の始期は、減免申請書を 提出した日の属する月(給付型奨学金の支給の始期は、機構システムから申請した日の属する 月)からとなる。ただし、入学金減免の対象は、入学後3か月以内に減免申請を行い、認定を受 けた者となる。このため、

①入学後に家計が急変する事由が発生し、かつ、②入学後3か月以内に減免申請書を提出する者、について、入学月と支援始期が一致しないことがある。

交付申請及び変更交付申請にあたっては、上記①かつ②に該当する者について、入学金減免の対象者として漏れなく計上するよう、留意する。

X 不正への対応

1 学生等による虚偽申告その他不正に関すること

(1) 学生に対する一般的な指導

学生が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けることは、あるまじき行為であり、 各学校において、不正が判明した場合の支援対象者としての認定取消し(及び給付型奨学金に 関しては加算金の徴収)を含む制度の周知のみならず、厚生指導の観点から、所属学生に対す る指導を徹底し、虚偽申告その他の不正が生じないよう努める。

(2) 疑義が生じた場合の対応

授業料等減免等の各種手続きにあたって、支援を受けようとする(又は受けている)学生等の申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、提出書類等の再確認や分析を行い、学生本人(又はその生計維持者)に対して必要な確認を行う。

また、当該学生が機構の給付型奨学金の申請者又は受給者である場合には、疑義が生じた時点で機構に一報するとともに、機構と連携して必要な確認を行う。

機構が、給付型奨学金の申請者又は受給者の申告内容や提出書類等に疑義あるとして、当該 学生が所属する各学校に対して又はこれを通じて情報照会を行ったときは、各学校において適 切に協力し、授業料等減免及び機構の給付型奨学金の支給について適正な実施を図る。(ただし、 当該協力が、個人情報保護その他法令順守の観点で疑義を生じないよう、慎重に対応する。)

学生本人が、前述の確認(書類等の提出を含む。)に応じない場合、又は前述の確認を行って もなお疑義が解消しない場合各学校は、機関要件の確認を行った行政機関に対し、速やかに状 況を報告する。

(3) 支援対象者としての認定取消し

前述の確認等を通じて、学生が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、各学校においては、当該学生に係る授業料等減免対象者としての認定を取り消し、その旨を「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書」(様式5)により本人に通知するとともに、機構の給付型奨学金の受給者である場合はその旨を機構に対して通知する。

また、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を、「大学等における修学の支援に関する法律第12条第2項及び同法施行規則第17条に基づく届出について」(様式11)にて、機関要件確認者に遅滞なく届出る(修学支援法第12条第2項、施行規則第

17条)。なお、施行規則第17条に規定する「授業料等減免の額」については、同規則第11条の2に基づき、認定を取り消した日の属する月の翌月以降は支援が終了するため、認定を取り消した日の属する月の翌月以降に対する額は含まないことに留意する。

(4)費用の徴収

学生が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けていたものとして、上述の (3) の とおり認定の取消しを行った場合、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」第16条 の規定により、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免していた授業料等について、当該学生に対し、支払いを求める。

また、当該学生に対する授業料等減免について既に公費が支払われていた場合は、当該学生等の所属する各学校は、その支払いをした国又は地方公共団体に対し、支弁済みの公費に相当する額を返納する。

なお、不正に給付型奨学金の支給を受けた学生等に対しては、機構は当該学生に対して、不 正取得の徴収に加え、その徴収額に 0.4 を乗じた金額以下の範囲で加算金を更に徴収すること ができる。

附 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。

制定 令和2年4月1日 改正 令和4年7月1日(第1回改正) 令和5年3月1日(第2回改正)

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

様式1

年 月 日

学長・校長 殿

私は、貴学(貴校)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者と しての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、貴学(貴校)が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が貴学(貴校)の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。
- ※ 以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(*を附した項目については、該当者のみ記入すること。)

	7	フリガナ											
	H	· 名						入	学年月		年		月入学
	生	三年月日	(西暦)		年	月		日	生	(歳)		
			₹	_									
+	現住所			都道	市区								
申				府県	町村								
		- >> 1								1			
		属学部・				学		学	籍番号				
	-	#科 (コース) 年 年 (大学等名)				/ U	988 / 0 3	étr)					
請	過去に本制度の支援を 受けた学校名、期間(*)			(八子寺石)			(共	明間/月3 年		年	B /	/ 1	
				おか、孤けも	こことがあり	ナナム			'	_{- 月} 〜 ある			<u>月</u>
						よりル	, ,			める	・ な!	'	
				する情報			. ⇒ ⊐ ±\. 1	<i></i> >	. 2. V (.) .	`			
	,	, ,	, -		間に該当する			-		,)			
者	**			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	からの通知	コヒー	を添付す	する、	<u> </u>				
		_ ,		込を行った	_								
		【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となってい					ってい						
		れば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】											
		□ 在学(在学予約)採用の申込を行った者											
		【給付型對	奨学金の申i	込の受付番号	<u>=</u> ,								
		(給付型)	奨学生となっ	っていれば對	愛学生番号)】								

申請書の作成にあたっての注意事項

1. 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料減免と給付型奨学金により行う こととしております。このため、**あらかじめ機構に給付型奨学金の申込を行ってください**。給付型奨 学金の申込がない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付型奨学金の申込みを行わず(行う予定がなく)、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1) の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学した学生であって、編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、あわせて(別紙2)の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて(別紙3)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて申し込む(既に申し込んでいる)場合は、別紙1~3の提出は不要です。)

なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付型奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

- 2. 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- 3.「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者 決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- 4. 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- 5. 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- 6. 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に関しては個人が特定できないよう処理します。

(別紙1)

申請者(本人)について

					日本国	1	•	日本国	以外				
			(国籍が「日本	国以外	・」の人の)み回答)							
			永住者・法気	官特別	永住者・	日本人の配	出偶者等•	永住者の	の配偶者	音等・気	定住る	者・家族滞	在
			期 在限 留	(在	留資格が	「法定特別	永住者	、「永住	者」以外	の人の	りみ回	回答)	
			限留	(西月	悸)		年	Ξ.	月				
	国	在	意思といっている。	(在	留資格が	「定住者」	の人のみ	メ回答)		あり	•	なし	
	籍	留	時初日	(在	留資格が	「家族滞在	この人の	み記入))				
申	., .		期入本国へ	※国	内で出生	又は 12 歳	に達した	日の属す	る学年	の末日	まで	に初めてノ	国し
		資	の	ている	ましたか。)				はい	•	いいえ	
請	等	格	了)の有無 での卒業 (修 する)の有無	(在针	留資格が	「家族滞在	三 の人の)み回答)		こいる	•	していな	<i>د</i> ۲
			おし 定着 日本に就	(在{	留資格が	「家族滞在	この人の)み回答))	あり	•	なし	
者	在学・履歴情報(通っていた進学前の小学校~高等学校等のうち最初に卒業した学校について)												
			※高卒認定試験	合格者	か場合に	は、試験名	と合格年	月を記力	して下	さい。			
\cap			※在留資格が「	家族潛	存しの力	人のみ小学	校・中学	校につい	ても記	入して	下さ	W.	
		小草	学校名(出身学校	(名)									
本			卒業年月					年	月				
		中章	学校名(出身学校	(名)									
			卒業年月					年	月				
人		高领	等学校名 (出身学	咬名)									
			卒業年月					年	月				
)			たは、本学の1年			したか。(糸	扁入学又	は転学に	より本権	交の 2	年次	以上に入学	とした
		•	「いいえ」を選ん						17	まい	•	いいえ	
	(_	•	「いいえ」と答え			/ 1 1 1 1 1	حال ۱۸۵	N/ 2	- 0				
		本=	学に編入学又は転	字する	前に任何	アしていた	字校へ人	• ,	-			f r.	В
		* /-	学に編入学又は転	学士 7	: 治)ァナツ	シーフいた	学坛にた	(西暦)	、た具数	年日		年	月
		4-	子(二种八子又(4型	子りる) 削 (〜1土 -		子仪(二11	.精してv (西暦)	いこ取形	十月		年	月
	7	大学は	 こ編入学又は転学	するす	前に在学1	ていた学			高東	専門学	校)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		ナか。		, 90 11	, , <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		~ ~ ~ ~ ~	. /=/ ((ない	•	いいえ	
	(>)	<u>*()</u> [· はい」と答えた <i>。</i>	人は、	別紙2を	あわせて携	<u></u> 退出して <	ください。	0				

あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。 施 設 はい・ いいえ 築 (上記「はい」と答えた人のみ回答) 在 児童養護施設に入所・ 児童自立支援施設に入所・ 籍 児童心理治療施設に入所・ 自立援助ホームに入所・ 里親に養育・ 状 ファミリーホームで養育 況 日本学生支援機構奨学金の利用有無について ※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。 奨学生番号

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生	フリガナ			— 申請者 à 続柄			
計		(□ 申請者と同じ場	合は左に✔を入れてくださ	(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	•		
維持	現住所	〒 - 都道 府県	市区町村				
者	生年月日	(西暦)	年 月	日	生	(歳)
1		年1月1日時点で生活	舌保護法の生活扶助を受給	している。	はい	•	いいえ
		年1月1日時点で日2	本国内に住民票の登録があ	5.	はい	•	いいえ

	フリガナ				申請者	との				
	氏 名				続标	丙				
生		(□ 申請者と同じ場合	☆は左に✔を入れ	てください。)						
計		〒 −								
維	現住所	都道	市区							
持	5亿1土7月	府県	町村							
者										
2										
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)		
		ている。	はい	•	いいえ					
		年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。 はい ・ いいえ								

資産の申告

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産の合計は2,000万円 未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)ですか。

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者(あなた)と生計維持者(原則 父母)の資産額	申請者 (あなた)	生計維持者1	生計維持者 2
(1万円未満は切り捨てて記入)	万円	万円	万円

- ※ 申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」(原本)を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。
 - ①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等
 - ⑦本人該当区分
- ※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の 生活保護受給証明書を添付してください。
- ※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないよう処理します。

扶養しているこどもの数の申告

生計維持者の扶養するこどもの数	1年計維持者())技養することも())数	人
-----------------	----------------------	---

※ こちらは多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯が対象)に該当する場合に生計維持者の扶養するこどもの数を申告してください。併せて、生計維持者(原則父母)に関する市町村発行の最新の「課税証明書」(原本)を添付してください。

(別紙2)

編入学・転学の履歴

本校に編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

- 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。
- ※ 例えば、ある大学の1年次を終了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。 (ただし、ある大学の1年次を終了した後、1年以上経過して、別の大学の2年次に入学した場合 は、含まれません。)
- ※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。
- ※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	- /	入学年月		在籍していた最終年月			
はじめて入学した学校	(西暦)	年	月	(西暦)	年	月	
2つ目の学校	(西暦)	年	月	(西暦)	年	月	
3つ目の学校	(西暦)	年	月	(西暦)	年	月	
4つ目の学校	(西暦)	年	月	(西暦)	年	月	
5つ目の学校	(西暦)	年	月	(西暦)	年	月	

(別紙3)

家計の急変に係る申告書

	氏	:名		続柄					
	家計	·急変の)事由						
		生計	維持者1の状況について、下記のうち該	当するもの	を選択してください。				
			A: 死亡						
			B:怪我又は病気のため、半年以上、京	光労が困難					
				な理由のない	い自己都合退職などを除く。				
		□ D: 震災、火災、風水害等に被災							
			Z 11 Z 1) 4 (由が発生し	ていない)				
生	家計	·急変0)事由が発生した年月	(西暦)	年月				
	(上	記で	A~D を選んだ人は記入してください)						
計	上記	「家計	十急変の事由」で、「D:震災、火災、風z	×害等に被災	() を選択した場合、以下を記				
	入してください。								
維		災害の内容 (該当するものを選んでください)							
			地震、風水害、噴火等の自然災害						
持			火災又は爆発等						
			その他()				
者		申込	時点での状況						
			被災により死亡						
1			被災により生死不明(行方不明)						
			被災により就労困難						
		(上	記で「被災により就労困難」を選んだ人	は記入して	ください。)				
		就労	困難の理由						
			被災による傷病						
			災害の影響で勤務先(又は経営してい	る会社)が	倒産、廃業又は一時的に休業				
			災害の影響で自営業を廃棄又は一時的	に休業					
			災害の影響で通勤困難(道路の崩落、	公共交通機	関の長期運休等)				
			その他()				

※ 「B:怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、(別紙4)をあわせて提出してください。

※ 生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

	氏	:名		続柄					
	家計	急変の)事由						
		生計	維持者2の状況について、下記のうち該	当するものを	と選択してください。				
			A: 死亡						
			B:怪我又は病気のため、半年以上、京	光労が困難					
			C:失職(失業) ※定年退職や正当な	は理由のない	自己都合退職などを除く。				
		□ D: 震災、火災、風水害等に被災							
			E:A~Dのいずれにも該当しない(事	曲が発生し	ていない)				
生)事由が発生した年月	(西暦)	年月				
	(上	.記で A	A~D を選んだ人は記入してください。)						
計	上記「家計急変の事由」で、「D:震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記								
	入してください。								
維		災害の内容 (該当するものを選んでください。)							
		□ 地震、風水害、噴火等の自然災害							
持			火災又は爆発等						
			その他()				
者		申込	時点での状況						
			被災により死亡						
2			被災により生死不明(行方不明)						
			被災により就労困難						
		(上	記で「被災により就労困難」を選んだ人	<u></u> は記入して<	ください。)				
		就労	困難の理由						
			被災による傷病						
			災害の影響で勤務先(又は経営してい	る会社)が倒	倒産、廃業又は一時的に休業				
			災害の影響で自営業を廃棄又は一時的	に休業					
			災害の影響で通勤困難(道路の崩落、		関の長期運休等)				
			その他 ()				

※ 「B:怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、(別紙4)をあわせて提出してください。

		氏名								
	家計	急変の事由								
		本人の状況に	ついて、下記のうち該当するも	のを選択してくださ	Vio					
		□ A:怪∄	找又は病気のため、半年以上、	就労が困難						
		□ B:失聯	畿(失業) ※定年退職や正当	な理由のない自己都	合退職などを除っ	<.				
			災、火災、風水害等に被災							
本	□ D: A~C のいずれにも該当しない (事由が発生していない)									
·	家計	急変の事由が発	巻生した年月	(西暦)	年	月				
	(上	記で A~D を選	選んだ人は記入してください)	(11/11)	I	71				
	上記	「家計急変の事	事由」で、「C:震災、火災、風	水害等に被災」を選	択した場合、以	下を記				
	入し	入してください。								
	災害の内容 (該当するものを選んでください。)									
		□ 地震、風水害、噴火等の自然災害								
		□ 火災又	は爆発等							
		□ その他	()					
		申込時点での状況								
		□ 被災に	より就労困難							
人		□ その他	()					
Λ		(上記で「被	 災により就労困難」を選んだ <i>人</i>	、は記入してくださv	\ _o)					
		就労困難の理	由							
		□ 被災に	よる傷病							
		□災害の	影響で勤務先(又は経営してい	いる会社) が倒産、廃	※業又は一時的に	.休業				
		□ 災害の	影響で自営業を廃棄又は一時的	りに休業						
		□災害の	影響で通勤困難(道路の崩落、	公共交通機関の長期]運休等)					
		□ その他	()					

(別紙4)

休職証明書

学長・ 校長 殿

氏	名					
生生	平月日					
		〒 –				
住	所	都道	市区			
الملا	721	府県	町村			
所属	(職名)					
休日	職事由					
714	成 尹 四					
		休職開始日	年	月	日	
/- . i		休職終了日	年	月	日	
1/N#	联州 町	※終了日が確定しない場	合は、「予定の終了	7日」または	「未定で終了予	予定日が記載
		できない」とご記入く	ださい。			
		休職中の給与	有給	無給		
		■有給の場合の給与月額	支払額		ŀ	円
休職。	中の給与	※休職中の給与について、	、有給又は無給ど	ちらかに○を	とつけてください	(¹ ₀
		※有給の場合の給与月額	支払額を記載され	ない場合は、	給与規程を添作	けしてくださ
		٧٠ _°				

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

〈証明者〉

【住所】

【勤務先】

【役職・氏名】 印

様式 2

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

学長・校長 殿

私は貴学(貴校)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることを承知しています。
- 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)を通じ、貴学(貴校)が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が貴学(貴校)の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
 ※以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。(*を附した項目については、該当者のみ記入すること。)

	フリ	ガナ									
申	氏	名					入学年月			年	月入学
	生年	月日	(西暦)		年	月	F	生	(歳)
			₹	_							
請	111 /	住 所		都道	市区						
門	576	121		府県	町村						
	所属	学部			学		学籍番号				
者	・学	科等			年		ナ相省 ク				
	E	本学生	上支援機構	の給付型奨学	金に関す	る情報(*)				
		給付	型奨学金の)奨学生番号							

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の 給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないよう処理します。
- ※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、 別紙1の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、別紙1に代えて別紙2の提出 が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)

※ 給付型奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出 申請者(本人)について

(別紙1)

				日本国 ・	日本国	国以外		
申	玉		(国籍が「日	日本国以外」の人のみ回答)				
請		在	永住者・法	定特別永住者・日本人の配	偶者等・永住者	の配偶者等	• 定(住者・家族滞在
者	籍	留	期在	(在留資格が「法定特別永	く住者」、「永住者	皆」以外の人	(のみ	メ回答)
7 🗖	小日	資	限留	(西暦)	年	月		
本人	等	格	意思 水住する	(在留資格が「定住者」の)人のみ回答)	あり	•	なし
			時初日	(在留資格が「家族滞在」	の人のみ記入)			
			期入本国へ	※国内で出生又は 12 歳に	達した日の属す	よる学年の末	ま日ラ	でに初めて入国
			の	していましたか。		はい	•	いいえ
			の日本	(在留資格が「家族滞在」	の人のみ回答)			
			卒 業 の			している	•	していない
			(修了)	小学校名 (出身学校名)				
				卒業年月日			年	月
				中学校名(出身学校名)				
			高校	卒業年月日			年	月
			ら高校等ま	高等学校名 (出身学校名)				
			で	卒業年月日			年	月
			日本に就労	(在留資格が「家族滞在」	の人のみ回答)	あり	•	なし

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

	フリガナ						申請者との						
	氏 名						続柄						
生		(□ 申請者と同じ場合は左に✔を入れてください。)											
計		= −											
維	現住所	都道											
持		府県		町村									
者													
1	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)						
		年1月1日時点で	生活保護法	の生活扶助	助を受給し	ている。	, はい	•	いいえ				
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。 はい・ いいえ												

	フリガナ						申請者との				
	氏 名						続柄				
生		(□ 申請者と同	じ場合は左	に✔を入れ	てください	·。)					
計		= −									
維	現住所	都道		市区							
持		府県		町村							
者											
2	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)				
		年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。 はい ・ いいえ									
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。 はい ・ いいえ										

資産の申告

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産の合計は2,000万円	141.1		いいえ
未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)ですか。	はい	•	V · V · Z

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者(あなた)と生計維持者(原 則父母)の資産額	申請者 (あなた)	生計維持者1	生計維持者 2
(1万円未満は切り捨てて記入)	万円	万円	万円

- ※ 申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」(原本)を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分
- ※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。
- ※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護 施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済 支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する 場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないよう処理します。

扶養しているこどもの数の申告

生計維持者の扶養するこどもの数	人

※ こちらは多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯が対象)に該当する場合に生計維持者の扶養するこどもの数を申告してください。併せて、生計維持者(原則父母)に関する市町村発行の最新の「課税証明書」(原本)を添付してください。

□父□母

)

□その他(

本人との続柄

家計の急変の事由が生じた者に関する現況届

※ 家計急変の事由が生じた生計維持者・本人について、記入してください。ただし、家計急変の事由 が「死亡」の場合であって他に家計急変の事由が生じた者がいない場合は本紙は提出不要です。

名

フリガナ 姓

家計

生	急変の	11,	泊					生年月日		年	月	日
生計維持者①	の事	現在	の (就労等)	状況につい	7		状況に変更	 があります			
持者	由							状況に変更	 			
1	が生じ		(上記	記「状況に変更	見があります」を:	選択した人のみ回答)		就職しまし	た(年		月)
	た		状況	上変化(改善	夢)について診	ちょうちょうを選択	して	復職(職場復	[帰) しました(年	月)
			くだ	さい。				その他()
		フリ	ガナ	姓		名		· I I o otter	□父□	母		
	家計							人との続柄	□その他())
生	家計急変	氏	名					生年月日		年	 月	日
生計維持者②	多の事	現在	の (就労等)	 状況につい	T		状況に変更	L びあります			
持者	由							状況に変更	 			
2	が生じ		(上記	記「状況に変更	見があります」を:	選択した人のみ回答)		就職しまし	た(年		月)
	じた		状況	上変化 (改善	(ま) について診	核当するものを選択!	して	復職(職場復	[帰) しました(年	月)
			くだ	ごさい 。				その他()
		現在	の (就労等)	状況につい	て		状況に変更	 びあります			
7	本							状況に変更	 			
			(上記	記「状況に変更	更があります」を	選択した人のみ回答)		就職しまし	た(年		月)
	人		状況	上変化(改善	序) について診	核当するものを選択	して	復職(職場復	[帰) しました(年	月)
			くだ	さい。				その他()
<i></i>					、母の離婚、 出してくだ	再婚等) がある場 さい。	場合は、	「授業料等減り	免の生計維持者	≦の変]	更届	(様
>	※ 家	計急	変の事	事由が生し	じた生計維持	辞者の所得を証明	する書類	類を添付して	ください。(家	を計急変	変の事	事由
	が	「生詞	十維持	寺者が死亡	こ」の場合に	は不要)						
	• J	雇用主	こが発	き行した給	:与明細書(前回提出後、3万	か月分)					
>	※ 複	数個月	近から	う給与を得	鼻ている場合	う、その全ての事	業所かり	うの給与証明:	書が必要			
ŕ				明細書	(年	月分		年	月夕	分)	
			その		(ı	7474		ı	747)	
			_ V_	تار ٠	(,	

 様式
 3-1

 令和
 年
 月
 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

ます	上ので通	通知 します	0												
								İ	記						
1.	減免区	区分													
		第I区分	(満額	額の支	(援)										
		第Ⅱ区分	(満額	額の2	2/3	3 Ø 3	支援)								
		第Ⅲ区分	(満智	額の1	/:	3 の j	支援)								
		第IV区分	(多-	子世帯	支持	爰・ヨ	里工農系	支援)							
2.	上記海	域免区分が	適用	される	期間	引									
	令和	П	年		月	\sim	令和		年		月				
3.	減免額	頁													
	入学	色金				円									
	授業					円	(令和		年		月分~	令和		年	月分)
4.	減免後	後の納付額	夏又は こうしょう	還付額	Ę										
	入学	全金				円									
	授業					円	(令和		年		月分~	令和		年	月分)
	納付の	場合		月	日	まて	ごに		円を	<u>:</u>			に納	付してくれ	ださい。
	還付の	場合	学生	上本人	名義	きの指	f定口座~	〜振り	込みいた	こし	ます。				
			*	新たに	_ , i	還付:	を受ける	学生に	こついて	は返	速やかに-	下記銀	行に言	学生本人名	義の口座を開
			=	設して	<i>C</i> < <i>t</i>	ごさい	へ。(口座	を開設!	こついて	は、	本人と	確認で	きる1	免許証、住	E民票等の公的
				証書か	ぶ必要	更で	す。)								
					取引	銀行	Ť		銀行			:			
	(参考	(L												
								減免	前の金額	額			減免	色後の金額	
	入学	金													
	授業	料													
	(令	和年	月~令	和	年	月)									

本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

基本-I-15(04版)

様式3-2

令和 年 月 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、下記のとおり、認定対象でないと判定したので通知します。

(ついては、 月 日までに所定の授業料等を納付してください。)
 □ 給付型奨学金(独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する「学資支給金」をいう。)の申請を行い、認定対象でないと判定されている。
 □ 国籍・在留資格に関する基準(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(以下単に「施行規則」という。)第8条第3項)を満たしていない。
 □ 過去に授業料等減免対象者として認定を受けたことがある。(施行規則第10条第1項第1号)
 □ 大学等に入学するまでの期間に関する基準(施行規則第10条第1項第2号~第7号)を満たしていない。
 □ 過去に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがある。(施行規則第10条第1項第9号)
 □ 学業成績・学修意欲に関する基準(施行規則第10条第1項第8号、同条第2項第1号、同条同項第2号、同条第3項)を満たしていない。
 □ 家計に関する基準(施行規則第10条第2項第3号)を満たしていない。
 □ 必要書類が提出されなかった。

※ 授業料等を一旦徴収し、減免確定後に減免相当額を還付する場合は、括弧内の記載は不要

年 月 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を 行いますので通知します。

記

- 1. 減免区分
 - □ 第 I 区分(満額の支援)
 - □ 第Ⅱ区分(満額の2/3の支援)
 - □ 第Ⅲ区分(満額の1/3の支援)
 - □ 第IV区分(多子世帯支援・理工農系支援)
- 2. 上記減免区分が適用される期間

令和 年 月~令和 年 月

※令和 年 月から令和 年 月までの間、減免区分は三か月毎に判定し、それ以降は一年毎に判定します。令和 年 月以降は、毎年十月から新たな減免区分になります。 新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における<u>1か月当たりの</u>授業料減免額 円 入学金減免額 円

4. 減免後の納付額又は還付額

納付の場合 入学金について、減免後の納付額は 円となります。 月 日までに、

円を に納付してください。

令和 年 月分~令和 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、令和 年 月頃に別途通知します。

還付の場合 学生本人名義の指定口座へ振り込みいたします。

※新たに、還付を受ける学生については速やかに下記銀行に学生本人名義の口座 を開設してください。(口座開設については、本人と確認できる免許証、住民票 等の公的証書が必要です。)

取引銀行 銀行 店

(参考) 入学金の減免額

減免区分	入金減免額	減免前の入学金の額	減免後の入学金の額
	円	円	円

(参考) 令和 年度の授業料の減免額等

	左日		社 4 0 1 1	授業料減免額	減免前の授業料の額	減免前の授業料の額
	年月		減免区分	(1か月当たり)	(1か月当たり)	(1か月当たり)
令和	年	4月				
令和	年	5月				
令和	年	6月				
令和	年	7月				
令和	年	8月				
令和	年	9月				
令和	年1	0月				
令和	年1	1月				
令和	年1	2月				
令和	年	1月				
令和	年	2月				
令和	年	3月				

本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様式3-3 ② 年 月 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を 行いますので通知します。

記

- 1. 減免区分
 - □ 第 I 区分(満額の支援)
 - □ 第Ⅲ区分(満額の2/3の支援)
 - □ 第Ⅲ区分(満額の1/3の支援)
 - □ 第IV区分(多子世帯支援・理工農系支援)
- 2. 上記減免区分が適用される期間

令和 年 月~ 令和 年 月

※令和 年 月から令和 年 月までの間、減免区分は三か月毎に判定し、それ以降は一年 毎に判定します。令和 年 月以降は、毎年十月から新たな減免区分になります。 新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における<u>1か月当たりの</u>授業料減免額

4. 減免後の納付額又は還付額

納付の場合 令和 年 月分~令和 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等 については、令和 年 月頃に別途通知します。

還付の場合 学生本人名義の指定口座へ振り込みいたします。

※新たに、還付を受ける学生については速やかに下記銀行に学生本人名義の口座 を開設してください。(口座開設については、本人と確認できる免許証、住民票 等の公的証書が必要です。)

円

取引銀行 銀行 店

(参考) 令和 年度の授業料の額

	年月		減免区分	授業料減免額	減免前の授業料の額	減免後の授業料の額
	十万		极无色力	(1か月当たり)	(1か月当たり)	(1か月当たり)
令和	年	4月				
令和	年	5月				
令和	年	6月				
令和	年	7月				
令和	年	8月				
令和	年	9月				
令和	年1	0月				
令和	年1	1月				
令和	年1	2月				
令和	年	1月				
令和	年	2月				
令和	年	3月				

本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

基本-I-15(04版)

 様式
 4-1

 令和
 年
 月
 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の 適格認定における学業成績の判定結果通知 (警告)

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、令和 年度(前期・後期・通年)の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので、施行規則第15条第3項に基づき通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、認 定を停止又は取り消す(授業料等減免を終了する)こととなりますので、申し添えます。

記

事由 □ 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下 □ GPA等が学部等における下位4分の1に該当 □ 学修意欲が著しく低い状況

[判定の結果]

警告

以上

基本-I-15(04版)

 様式
 4-2

 令和
 年
 月
 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の 適格認定における学業成績の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、令和 年度(前期・後期・通年)の適格認定における学業成績の判定を行った結果、同施行規則別表第2の上欄に掲げる廃止・停止・警告の区分のいずれにも該当しないことを確認し、授業料減免を継続することとします。

様式 4-3

令和 年 月 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の 適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第1項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1.	減免区分							
	□ 第 I I	区分(満額のう	支援)					
	□第Ⅲ	区分(満額の 2	2/3の支援))				
	□ 第Ⅲ[区分(満額の	1/3の支援))				
	□ 第IVI	区分(多子世科	帯支援・理工	農系支	援)			
2.	上記減免区	分が適用される	5期間					
	令和	年 月~	令和 年	月				
3.	減免額							
	入学金		円					
	授業料		円(令和	年	月分~	令和	年	月分)
4.	減免後の納何	付額又は還付額	質					
	入学金		円					
	授業料		円(令和	年	月分~	令和	年	月分)
	納付の場合	月	目までに		円を			に納付してください。
	海はる坦人	<u> </u>	女芸のおから	- - +	ロコフェ	. J. 1 J	_	

還付の場合 学生本人名義の指定口座へ振り込みいたします。

※新たに、還付を受ける学生については速やかに下記銀行に学生本人名義の口座を開設してください。(口座開設については、本人と確認できる免許証、住民票等の公的証書が必要です。)

取引銀行 銀行 店

(参考)

従前(令和 年 月~令和 年 月)の減免区分【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
入学金		
授業料		
(令和 年 月~令和 年 月)		

新たな減免区分(令和 年 月~令和 年 月)【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料		
(令和 年 月~令和 年 月)		

本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください

様式4-4 令和 年 月 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の 適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第2項に基づき、適格認定における収入額・ 資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1.	減免区分
.	1/2V/J L 12-1/J

第I区分	(満額の支援)
第Ⅱ区分	(満額の2/3の支援)

□ 第Ⅲ区分(満額の1/3の支援)

□ 第IV区分(多子世帯支援・理工農系支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

令和 年 月~令和 年 月

※令和 年 月から令和 年 月までの間、減免区分は三か月毎に判定し、それ 以降は一年毎に判定します。令和 年 月以降は、毎年十月から新たな減免区分になります。 新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1か月当たりの授業料減免額

円

4. 減免後の納付額又は還付額

還付の場合 学生本人名義の指定口座へ振り込みいたします。

※新たに、還付を受ける学生については速やかに下記銀行に学生本人名義の口座を 開設してください。(口座開設については、本人と確認できる免許証、住民票等 の公的証書が必要です。)

取引銀行 銀行 店	銀行店
-------------------	-----

(参考) 令和 年度の授業料の減免額等

	年月		減免区分	授業料減免額 (1か月当たり)	減免前の授業料の額 (1か月当たり)	減免後の授業料の額 (1か月当たり)
令和	年	4月		(1 % 9) = / (2 9)	(120) = 100)	(1 %)) = /2))
令和	 年	5月				
令和	 年	6月				
令和	年	7月				
令和	年	8月				
令和	年	9月				
令和	年1	0月				
令和	年1	1月				
令和	年1	2月				
令和	年	1月				
令和	年	2月				
令和	年	3月				

本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください

 様式
 5

 令和
 年
 月
 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書

令和 年 月 日付により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき、下記のとおり取り消しますので通知します。

記

- 認定取消しにより減免を行わないこととなる月
 令和

 年
 月
- ※ 貴殿は下記の事由に該当したため、学年の始期に遡って、認定の効力が失われます。 (下記のi)~iv)に該当の場合は、この一文を削除)
- 2. 認定取消の事由
 - □ 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた。
 - □ 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
 - □ i)修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - □ ii) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
 - □ iii) 学修意欲が著しく低い状況
 - □ iv) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
 - □ v)上記i)~iv)に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、その ことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
 - □ 懲戒としての退学又は停学(期限の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の 処分を受けた。
- 3. 認定取消に係る納付額

入学金

授業料 円 (令和 年 月分~令和 年 月分)

※ 月 日までに 円を に納付してください。

様式 6 令和 年 月 日

殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての 認定の効力の停止に関する通知

令和 年 月 日付により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第18条第1項に基づき、下記のとおり認定の効力を停止しますので通知します。

記

1. 認定の効力停止により、減免を停止する期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月 (予定)

\sim			1.
•,		事:	\blacksquare
4	•	デル	_

日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。
休学を認められた。(令和 年 月~令和 年 月(予定))
適格認定における学業成績の判定の結果、警告の区分に連続して該当した。
停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けた。
適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者
に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ施行規則第10条第2項第
3号イ又は口に定める額に該当しなくなった。
本学(本校)が定める日までに の届出(提出)を行わなかった。
本学(本校)が定める日までに減免継続願を提出しなかった。
認定の効力の停止について本人から申出があった。

3. 停止期間に係る授業料等の納付

授業料円(令和年月分~令和年月分)※月 日までに円をに納付してください。

様式 7

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届

年 月 日

はい・ いいえ

している・ していない

学長・校長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、在留資格等の変更が

ありましたので	届け出ます。		
フリガナ			
氏 名		入学年度	年度入学
学籍番号			
所属学部・ 学科等		学 年	
変更前の国籍	・在留資格等		
国 籍	□ 日本国・・	□ 日本	国以外
	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入)		
在留資格等	□ 永住者 □ 法定特別方		
	□ 永住者の配偶者 □ 5	定住者 □	家族滞在
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者	行」以外の人のる	み記入)
lens had 5 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	年月		
変更後の国籍	・在留資格等		
国 籍	□ 日本国 ·	□ 日本国	国以外
	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入)		
在留資格等	□ 永住者 □ 法定特別差	ѝ住者 □	日本人の配偶者等
	□ 永住者の配偶者 □ 気	定住者 □	家族滞在
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者	者」以外の人の	み記入)
1上田 79174	年 月		
永住の意思	(在留資格等が「定住者」の人のみ記入)		
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	□ ある	□ない	
日本への	(在留資格が「家族滞在」の人のみ記入)		
初入国時期	※国内で出生又は 12 歳に達した日の属する	る学年の末日ま	でに初めて入国していまし
[/J/ CEI1/y]	たか。	は	い・ いいえ

(在留資格等が「家族滞在」の人のみ記入)

小学校名

(出身学校名)

卒業年月

日本の小学校か

ら高校等までの

卒業(修了)の 有無

	中学校名					
	(出身学校名)					
	卒業年月					
	高等学校名					
	(出身学校名)					
	卒業年月					
日本に就労して	て定着する意思	(在留資格等が「家族滞在」の人のみ記入)	ある	•	ない	

様式 8

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の生計維持者の変更届

年 月 日

学長・校長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、生計維持者が変わりましたので届け出ます。

フ	リガナ								
氏	名						入学年度		年度入学
学	籍番号								
所属学	部・学科等						学年		
	変更前の生計維持者	1)							
	本人との続柄		口父	□母	□祖父	□祖母	□支援対象	者本人	□その他
4-	(フリガナ)								
生計	氏 名	姓					名		
維	生年月日				年	F]		
		•							
持	変更後の生計維持者	1							
者	本人との続柄		口父	口母	□祖父	□祖母	□支援対象	者本人	□その他
1	(フリガナ)								
	氏 名	姓					名		
	生年月日				年	F			
	変更前の生計維持者	2							
	本人との続柄		□父	□母	□祖父	□祖母	口支援対象	君本人	□その他
44-	(フリガナ)								
生計	氏 名	姓					名		
	生年月日				年	J			
維		•							
持	変更後の生計維持者	2							
者	本人との続柄		□父	□母	□祖父	□祖母	口支援対象	君本人	□その他
2	(フリガナ)								
	氏 名	姓					名		
	生年月日				年		<u> </u>		

様式 9-1

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の支援停止申請書

年 月 日

学長・校長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の効力を停止するよう申請します。

なお、支援の再開を希望するときは、別途、当該停止を解除する旨の申請をいたします。

フリガナ			
氏 名	入学 年月	年	月
学籍番号	十月		
所属学部	学 年		
• 学科等	子 平		

減免を停止する期間

[始期] 年 月

[終期](予定) 年 月

様式 9-2

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の停止の解除(支援の再開)申請書

年 月 日

学長・校長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免について、以下のとおり認定の効力の停止を解除し、支援を再開するよう申請します。

フリガナ		
氏 名	入学 年月	年月
学籍番号		
所属学部 ・学科等	学 年	

減免の停止の始期 年 月

停止の解除(支援の再開)を希望する年月 年 月

様式 10

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の実績に関する報告書

年 月 日

学校法人 学長(校長)

殿

学校法人 学長(校長)

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免について、本学における下記の者の 授業料等減免の実施実績を報告します。

フリガナ	本学に入学し	A.T.	年	П
氏 名	た年度	令和		月
所属学部・学科等	修業年限		年	
(本学)	(本学)		+	
所属学部·学科等	貴学に転学・	令和	年	月
(貴学)	編入学した年度	TJ 1,11	++	万

本学における授業料等減免の実績

授業料等減免対象者として認定した年月			令和	年	月			
授業料を減免した期間	令和	4	年 月	~				
32/17 20/20 0 10/3/103		令和	口 在	丰	月(計	月	間)	
入学金の減免			有 無					
授業料等減免対象者として認定の取消し	+	有 無	(認定取消しとなった年月)					
(文耒代寺/) 別別 別 	1		令和		年		月	
授業料等減免対象者としての認定の効力			(認定効)	力停止る	となった生	F月)		
で 表付 寺 例 兄 対 家 有 と し く の 認 足 の 効 力 の 停止	有	無	令和	年	月	\sim		
少 停止				令和	П	年	月	j
(籾字の効力の値止が「右」の担合のカ	この 車	H 1 1	ア誌业士ス	t nt.	. 2記4口 /			

) (学) (:							
· 1 · 11.				令和	年	Ē.	月
(認定の効力の停止が「	「有」の場合のみ、	、その事由とし	て該当する	ものを選	択)		
□ 休学を認められた	上。(令和 年	月~ 令和	泊 年	月(予定	崖))		
□ 停学(3月未満の	期間のものに限る	る。)または訓告	告の処分を受	けた。			
□ 適格認定における	学業成績の判定の	の結果、警告の	区分に連続	して該当	した。		
□ 適格認定における	収入額・資産額の	の判定の結果、	授業料等減少	免対象者	及びその	生計維	持者
に係る直近の減免	2額算定基準額又は	は資産の合計額	がそれぞれ	省令第1	0条第2	項第3	号イ
又は口に定める額	質に該当しなくな・	った。					
□ 日本国籍を有して	おらず、支援対象	象となる在留資	格等を有し	なくなっ	た。		
□ 本学(本校)が定	どめる日までに減り	免継続願を提出	しなかった。				
□ 本学(本校)が定	どめる日までに		の届出	(提出)	を行わな	かった	0

直近の適格認定における学業成績の判定を実施した年月			令和	年	月
適格認定における学業成績の判定【警告】	有	Aur.	(警告となった	:年月)	
適格部化における子未成積の刊化【音口】	1	無	令和	年	月
(学業成績の判定【警告】が「有」の場合の)み、その	事由と	して該当するもの	 のを選択)	
事由 □ 修得した単位数等の合計	✝数が標準	善単位数	の6割以下		
□ GPA 等が学部等における	る下位4	分の1に	1該当		
□ 学修意欲が著しく低い場					
備考(特記事項)					

基本-I-15 (04版)

様式 11

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

学校法人菅原学園

長

大学等における修学の支援に関する法律第 12 条第 2 項及び 同法施行規則第 17 条に基づく届出について

当法人が設置する〇〇大学について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第15条第1項及び第16条の規定により認定の取消しを行いましたので、下記のとおり同規則第17条に基づき届け出ます。

記

1. 認定の取消しの年月日

令和 年 月 日

2. 認定を取り消された者の人数

〇人

3. 当該認定を取り消された者の授業料等減免の額の合計額

000,000円

(本件問い合わせ先) 学校法人菅原学園

000000

電話: